

熟議民主主義とベーシック・インカム

——福祉国家「以後」における「公共性」という観点から——

田村 哲樹*

本稿の課題は、「公共性」の観点から、新しいデモクラシーと福祉の原理を評価してみることである。この課題は、次の4つの論点にさらに分解できる。なお、取り扱うテーマの大きさからして、本稿での議論は素描的なものとならざるを得ないことを、お断りしておく。

第1に、「公共性」をどのように理解すべきか、という問題である。「公共性」は近年の社会科学において最も論争的な概念の1つとなっている。したがって、まず「公共性」についての本稿なりの定義を与えることが必要となる(第1節)。

第2に、「新しいデモクラシーと福祉」という場合の「新しさ」とは何か、ということが問題になる。この点について、本稿は「福祉国家『以後』」という時代的文脈を認識することの重要性を主張する。近年、福祉国家への批判が高まる中で、あらためて「福祉」や「平等」の規範的根拠が模索されている⁽¹⁾。このように新しい福祉とデモクラシーを構想する場合には、「福祉国家」におけるそれらとの異同をどのように考えるかが重要な論点とならざるを得ない。この論点について、本稿は、福祉国家における福祉とデモクラシーと新たな構想におけるそれらとの質的差異を強調する立場をとる。すなわち、新しい構想は福祉国家と異なるべきであり、かつ／または異ならざるを得ない、というのが本稿の立場である。したがって、なぜ「福祉国家『以後』」と規定するべきなのかについて、検討する必要がある(第2節)。

第3に、福祉国家「以後」における新しい「デモクラシー」のあり方が問題となる。福祉国家は単なる福祉・社会保障政策だけではなく、デモクラシーによるその正統化を必要としていた。したがって、福祉国家「以後」の時代においては、デ

モクラシーのあり方が問い直されざるを得ない。本稿は、「公共性」および福祉国家「以後」という2点を前提とするデモクラシーの原理として、いわゆる「熟議民主主義 (deliberative democracy)」の原理が重要であると考え。なぜそのようなのか、すなわち「福祉国家『以後』の公共性」の観点からすると、なぜ熟議民主主義が望ましいのか、この点についての検討が必要となる(第3節)。

第4に、福祉国家「以後」の新しい「福祉」のあり方も、重要な問題である。本稿では、福祉国家「以後」の福祉原理として注目すべきものとして、「ワークフェア」と「ベーシック・インカム」という2つの考え方に言及する。その際に、とりわけベーシック・インカムに焦点を当て、「福祉国家『以後』の公共性」の観点からすると、ベーシック・インカムはどの程度正当化可能であるのか、という問題を考えてみたい(第4節)。

以上、4つの論点の検討を踏まえ、最後に結論において、全体の論旨を要約し、今後の課題について述べて、本稿を閉じることとしたい。

1. 「公共性」をどのように理解すべきか？

「公共性」という視点から、福祉国家「以後」のデモクラシーと福祉の原理を評価するためには、まず、その評価基準である「公共性」そのものの定義を行わなければならない⁽²⁾。以下では、第1項から第3項において、近年の「公共性」をめぐる議論動向の中から、「公共性」理解として代表的と思われる3つの方法を取り上げ、それらとの

* 名古屋大学大学院法学研究科助教授

異同、とりわけ差異を確認することを通じて、本稿における「公共性」の概念を明確化してゆく。最終的に、第4項において、本稿における「公共性」の定義を示すこととする。

1.1. 「公共性」を領域的に捉えることへの疑義

近年の公共性をめぐる議論動向の1つに、公共性を「領域 (realm)」「空間 (sphere)」などとして捉える立場がある。例えば、ハンナ・アレントの公的領域論や近年の市民社会論などが、これに相当する。以下では、これらを「領域としての公共性」論と呼ぶ。

「領域としての公共性」論には、次のような問題点が存在する⁽³⁾。まず、アレントにおいて、公的領域と私的領域とは、「異なった、別の実体⁽⁴⁾」であり、両者の間には、「全く媒介が存在しない⁽⁵⁾」とされる。しかし、このように公的領域と私的領域との間にリジッドな境界線を引くことには、深刻な問題点が伴う。それは、「私的」とされた事柄が「公的領域」から排除される、という問題である。とりわけ、ジェンダーや福祉といった争点は、「私的な事柄」であり、公的領域にふさわしくない問題として、公的領域における政治の対象から排除されることになってしまう⁽⁶⁾。

次に、市民社会を「公共性の空間」として捉えることにも、慎重な留保が必要である。周知のように、近年の多くの市民社会論は、市民社会を「国家及び経済とは区別された第三の領域」として捉える。しかし、ここから直ちに市民社会を「公共性の空間」と捉えることはできない。なぜなら、国家や経済にもまして市民社会こそが、権力作用の場、排除の場である可能性もあるからである。

以上の理由から、私は、「領域としての公共性」論は不十分であると考ええる。

1.2. 公・私の連続的理解への疑義

次に、公と私とを連続的に捉える見解がある。例えば、加藤典洋は、「私利私欲を否定したところに構想される公共性」を批判する。そのような公共性の構想は、「近代」の基礎である「私利私欲」を無視することになるため、人びとの間に根付くことができない。したがって、「私利私欲」を否定せずに公共性を構想することが必要なので

ある⁽⁷⁾。

また、全10巻から成る佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』では、シリーズの基本的コンセプトの1つとして、「活私開公」という視点が提案されている。それは、「公共性を、個を殺して公に仕える『滅私奉公』のような見方ではなく、個が私を活かして公を開く『活私開公』という見方とらえる」ことである⁽⁸⁾。ここで問題となるのは、その際の公と私の関係である。ただし、「『公』と『私』を媒介する論理」として「公共性」を位置づける点が、同シリーズの特徴である⁽⁹⁾。したがって、上記の問題は、「公共性」と「私」との関係をどのように考えるか、という問題へと変換される。この点について、編者の1人である金は、加藤典洋の「問題意識自体には私は共鳴する」と述べ、「公共性」は、個人が「『欲』を否定せずに、その『欲』に基づきながら」開いていくものであると主張している⁽¹⁰⁾。少なくともここから、「活私開公」概念における、公と私の連続性を確保しようとする志向性を読み取ることができると思われる⁽¹¹⁾。したがって、本稿では、「活私開公」論を、講師の連続的理解の1つとして位置づけておくことにする。

このような公・私を連続的に捉えようとする議論の狙いは、十分に了解可能である。それは、国家＝公共性という理解に異議を申立て、個人（あるいは社会）という「私」から公共性が生成し得ることを示そうとしているのである。

しかし、それにもかかわらず、私は、公・私を連続的に捉えるべきではなく、両者の質的差異を維持するような理論構成が必要であると考ええる。その理由は3つある。第1に、個人像の問題である。公・私連続説では、結局、個人は、基本的に「自己利益 (self-interest)」を追求する存在として捉えられるのではないだろうか。この場合、個人における「公共性」は、自己利益の延長線上に生成することになる。加藤の場合は、明確に、近代の基礎である私利私欲を基礎とした公共性、という立場を採る。「活私開公」の場合には、加藤ほどにはこの点は明確ではない。とはいえ、少なくとも「私を活かして公を開く」という言い方のみでは、自己利益の延長線上にある公共性という解釈を否定できないであろう。

ここで問題は、個人は自己利益だけを追求する

存在なのか、という点である。しばしば自己利益以外の動機を含めることは非現実的と見なされがちである。しかし、むしろ、人間は自己利益を追求するときもあるが、常にそうとは限らない、と考えるほうが、むしろより「リアルな」人間把握なのではないだろうか。現に、近年、多くの理論家達が自己利益追求に還元できない個人像を提唱している。アマルティア・センの「共感」と「コミットメント」、ロバート・E・グッディンの「公的志向の倫理的選好」と「私的志向の利己的な選好」、ジョン・ロールズの「合理的 (rational)」と「理性的 (reasonable)」、後藤玲子の「私的選好」と「公共的判断」などである⁽⁴⁾。これらの議論は、個人の中に「公共性」への志向性を見出しつつ、それを自己利益の追求とは質的に区別しようとする点において一致している。本稿も、これらの議論動向に倣い、個人を私的関心と公的関心という質的に区別され得る2つの動機に基づいて行動する存在と捉える。このような個人を、本稿では「公・私二元論的個人」と呼ぶ。

第2に、政治像の問題である。公・私連続説では、私の延長線上に公がある。このような公・私観の下での政治は、各自の「私的な」利害・要求の実現の営みであり、「公共性」とは、それらの「私的な」利害・要求の総和または交渉・妥協の結果を指すものに過ぎない。すなわち、公・私連続説の下での政治とは、ジョセフ・シュムペーターやアンソニー・ダウズなどの「自己利益に基づく政治理論」⁽⁵⁾が描き出す政治であり、集団理論・多元主義論が想定する個別利害の実現を目指す(利益)集団間の交渉・妥協過程としての政治である。このような政治像においては、公・私の区分は形式的には存在するものの、実質的には存在しない。その結果として、公・私連続説は、かつてセオドア・ロウイが批判した「利益集団自由主義」を批判するための視点を確保できない。「利益集団自由主義」もまた、政治における自己利益追求・実現のための営みの1つの帰結だからである。したがって、自己利益追求・実現の営みとしての政治像を批判しようとするならば、公・私を質的に区別する必要がある。

こうした公・私の質的区別を擁護する見解に対しては、個人の私的自由の侵害という観点からの批判もあり得る。したがって、公・私の質的区別

を擁護する第3の理由として、現代社会における「私による公の侵害」への対応を挙げておきたい。近年の日本における「愛国心」の再提唱などの動向は、国家主義と結びつけられた「公共性」への批判的視点の重要性を想起させる。しかし、何人かの論者も指摘するように、「国家主義」と「公共性」とは同一ではない⁽⁶⁾。国家主義を批判しつつ、公・私の質的区別を擁護することは理論的に可能であるし、かつ「公共性」を擁護するために必要なことである⁽⁷⁾。

1.3. 反本質主義的な公共性理解への疑義

最後に、「反本質主義的な公共性理解」と呼び得る見解がある。それは、「公共性」が確固たる実体ではなく、「作られたもの」「構築されたもの」であると主張する。「公・私区分は政治的闘争のパフォーマティブな産物」⁽⁸⁾という指摘も、この見解に含まれる。この見解は、フェミニストなど、既存の秩序に対するラディカルな批判を企てる論者たちによって採用されることが多い⁽⁹⁾。

反本質主義は、既存の「公共性」の閉鎖性・排除性を指摘する。それは、「公共性」の名の下に何が排除されているのかという点について、私たちの注意を喚起する。そのような指摘は、既存の公・私の境界線を問題視することにつながる。そのような境界線自体が排除や差別を生み出しているからである。例えば、フェミニストが批判してきたように、政治と経済を公的領域、家族を私的領域とする公・私区分の境界線によって、男女の不平等が構造化されているのである。このように、反本質主義の見解では、「公共性」あるいは公・私区分をどのように規定するかではなく、既存の「公共性」あるいは公・私区分の問題性を明らかにすることに重点が置かれることになる。

しかし、注意すべきことは、理論的には、反本質主義そのものが規範的あるいは批判的な含意を持っているわけではない、という点である。反本質主義自体は、「公共性の本質などというものは存在しない」「公共性はその都度作られたものである」と言っているに過ぎない。それが「批判的」であるためには、反本質主義的な「公共性」理解とは別に、何らかの「本質主義的な」評価基準を持ち込むことが必要となるはずである。すなわち、反本質主義的な「公共性」理解は、既存の

「公共性」なるものが問題であるとの規範的認識を前提とし、その上で、そのような（問題のある）「公共性」は「作られたものに過ぎない」と述べているのである¹⁰⁸。したがって、反本質主義の立場を採るとしても、完全な反本質主義というものはあり得ず、「公共性」の内実をどのようなものとして考えるのか、という論点を考慮せざるを得ないのである。

1.4. 本稿における「公共性」定義

以上の考察を踏まえた上で、本稿における「公共性」を、以下のようなものとして定義したい。第1に、本稿では、公・私の連続説は採用せず、両者の質的区別を認める立場を採る。

第2に、その際の公・私の違いを、「領域」ではなく、個人の思考・行動様式の相違として考える。したがって、本稿では、私的一元論的個人ではなく、公・私二元論的個人という個人像を採用する。この見解によれば、個人は、同じ事柄に対して、「公的」にも、「私的」にも思考・行動することがあり得る。個人の置かれた文脈によって、どちらの思考・行動様式が具現化するかも変化する¹⁰⁹。

第3に、「公共性」の内容としては、異質な他者との関係への志向性を重視する。「公共性」は、他者との共通性の契機を全く含まないわけではないが、異質性の契機を備えていることが必須である。この意味で、アレントの「公共性」理解に近い。共通性の契機については、実体的な次元ではなく、主に形式的な次元で担保するべきであろう。後述する熟議民主主義における「選好の変容」は、その一例である。

最後に、本稿では、このような「公共性」が、社会システムの「制御メディア」であると同時に「道徳的資源」でもある、という視点を重視する。この視点によって、「公共性」の要請が単なる個人の生き方についての倫理的な要請ではなく、現代社会の秩序形成にとっての鍵である、という点を示すことができるであろう。この点については、次節で論じる。

2. なぜ、福祉国家「以後」でなければならないのか？

次の問題は、「公共性」を論じるに当たって、なぜ福祉国家「以後」という文脈設定を行うのか、という点である。本節では、最初に、本稿における「福祉国家」の定義を示した上で、「なぜ福祉国家『以後』なのか」という点について、3つの視座、すなわち、①実証研究の知見、②社会理論的視座、③規範理論的視座、から回答を試みる。

2.1. 福祉国家の定義

本稿では、福祉国家を、やや広く、いわゆる「福祉」の制度とデモクラシーの制度との総体として定義する。なぜデモクラシーを含めるのかというと、福祉はデモクラシーによって正統化されることによって初めて存立しうるからである¹¹⁰。

実際、1970年代ごろまでは、福祉とデモクラシーとの間に、正の相互作用が見られた¹¹¹。一方で、福祉からデモクラシーに対しては、政治的紛争の強度の緩和（「ラディカルな」抵抗勢力の消滅）、政党競争のパターンの収斂、そして福祉による有権者の政治的統合などの作用が働いた。他方で、デモクラシーから福祉に対しては、次のような作用が働いた。普通選挙権の保障が福祉を必要とする諸個人の政治的影響力を強化し、諸個人は福祉の達成に集合的利益を持つ。したがって、デモクラシーの「数の力」が財産に基づく経済的権力への対抗権力として作用し、市場に抗して福祉国家を発展させることに寄与する。

2.2. なぜ、福祉国家「以後」なのか？①

：実証研究の知見

本稿が福祉国家「以後」という時代認識を強調する理由の1つは、1990年代以降における福祉国家に関する実証研究の知見である。そこには、1980年代の研究との共通性ととも重要な差異を見出すことができる。

まず、共通性についてである。1980年代には、新自由主義による福祉国家攻撃にもかかわらず、福祉国家は削減されていないとして、福祉国家の「不可逆性」が主張された。90年代に入っても、

このような見解が見られる。その際の鍵概念は、「経路依存性 (path dependency)」である。ポール・ピアソンによれば、いったん成立した福祉国家は、福祉国家の縮小・削減を目指す試みに対する障害として作用する。例えば、福祉国家の制度構造は、福祉政策の受益者層を生み、それらは改革に対する抵抗勢力となる。したがって、福祉国家の縮小・削減は、再選を志向する政治家にとって「不人気政策」となる。福祉国家の拡大・形成期と異なり、政治家は、福祉国家の縮小・削減を自身の「手柄」としてアピールすることはできない。むしろ、抵抗勢力からの批判をかいくぐる「非難回避の政治」が中心的な政治スタイルとなる²²⁾。

「経路依存性」が作用するという認識は、従来の福祉国家の特徴が維持されていくという見解へと繋がっていく。1990年代における比較福祉国家論の重要な論点の1つは、イエスタ・エスピナー・アンデルセンの提起した3つの福祉レジーム、すなわち自由主義レジーム、保守主義レジーム、そして社会民主主義レジームという異なる福祉国家類型が、経済のグローバル化の下で自由主義レジームへと収斂するのか、あるいは3つのレジームの分岐が持続するのか、という問題であった²³⁾。この問いに対して、エスピナー・アンデルセン自身を含む多くの学者は、分岐の持続説を唱えた。各国の政治・社会・経済の諸制度構造の差異ゆえに、経済のグローバル化という共通のインパクトに対する各国の政治的対応は異なり続けるというのである²⁴⁾。

しかし、これに対して、1980年代までと90年代以降との重大な差異を指摘する研究も登場している。フリッツ・W・シャープによれば、90年代以前に有効だったマクロ経済的な調整および労働者の賃金抑制を行う能力は、90年代以降の「新しい挑戦」にうまく対処するためには、もはや十分ではない。今や、より重要なことは、「福祉国家そのものの形態」である²⁵⁾。この点について、アントン・ヘメリックとマーティン・シュルディは、70年代から90年代にかけて、先進諸国における問題解決のための政策論争の争点変化を、次のように確認している。70年代には、インフレーションと失業を抑制するためのマクロ経済管理をめぐる議論が中心であった。80年代になる

と、政策論争の中心は、供給サイド、すなわち競争力と財政的緊縮へと移動した。そして90年代になると、福祉国家、社会保障、および労働市場政策が、経済の国際化に対する各国の「適応努力の最重要課題」となったのである²⁶⁾。すなわち、これらの論者たちによれば、80年代までは、各国は危機に対して主としてマクロ経済政策によって対応しようとしていた。「福祉」そのものが本格的に政治争点化し、改革対象となったのは、実は90年代なのである。

その結果、1990年代以降の福祉国家の状況を、経路依存性の観点からのみ説明することは困難となりつつある。ヘメリックとシュルディは、オランダにおける福祉改革の経験から、「もしも自らの決定を、この国にとって必要であり、かつ『善い』と見なすならば、政治アクターたちは、とりわけ深刻な経済危機の場合には、選挙での敗北というリスクを負おうとさえするかもしれない」と述べている。これを、ピアソンの「非難回避の政治」への批判と見ることが可能であろう。さらに、彼らは、深刻なパフォーマンス危機の際には、「ゲームのルール」自体が「政治的変数、改革の対象、そして克服されるべき障害」となると主張する。それは、既存の福祉 (国家) レジームからの離脱可能性も高まることを意味する。実際、オーストラリア (自由主義レジーム)、デンマーク (社会民主主義レジーム)、オランダ (保守主義レジーム)、スイス (保守主義と自由主義の中間) などでは、90年代の福祉改革において、元々のレジームの特徴からの逸脱傾向が見られ、しかもその改革が問題解決に効果的であるという²⁷⁾。このような現状把握が正しいとすれば、90年代以降の福祉をめぐる政治を経路依存性の観点から説明することは困難となるだろう。この点に関して、ロバート・H・コックスは、デンマークとオランダにおける福祉改革の成功 (およびドイツにおける失敗) を説明するために、「経路依存性」ではなく、「経路形成 (path shaping)」の概念を提起している。デンマークとオランダでは、新しい改革の「理念」を効果的に提起する「政策企業家」による「経路形成」によって、福祉改革が成功したのである²⁸⁾。

コックスが指摘するように、「経路形成」を実現するためには、新しい「理念」の内容が重要な

ポイントとなる。それゆえ、近年の比較福祉国家研究では、「福祉国家の改革原理」や「福祉国家再編の規範的対立軸」⁽²⁹⁾が論じられるようになってきている。そこでは、欧米諸国の実際の福祉改革において主流となっている「ワークフェア」原理の内容とその規範的妥当性の考察、および「労働」の位置づけにおいてワークフェアと原理的に対立する「ベーシック・インカム」論の検討が行われている。

以上、近年の福祉国家に関する実証研究の動向を概観した。1980年代は依然として「福祉国家の不可逆性」の時代であったが、90年代以降、福祉国家をめぐる政治は新たな段階に入ったと言える。そこでは、福祉政策が初めて本格的な改革対象となり、「経路依存性」に基づく従来の福祉国家（レジーム）の維持・存続は自明ではなくなった。そのような中で、従来の福祉国家に代わる新しい福祉の「理念」も検討対象となっている。「いかなる福祉か？」が本格的に争われる時代の到来は、福祉国家へのコンセンサスの時代とは決定的に異なっており、ここに福祉国家「以後」の時代の到来を見ることができる。

2.3. なぜ、福祉国家「以後」なのか？②

：社会理論的視座

次に、福祉国家「以後」の理由を、社会理論的視座から説明しよう。社会理論的視座から問題になることは、国家中心な秩序形成の限界とその代替的な秩序形成方策である。

福祉国家による社会制御の限界の現象形態として、しばしば指摘されるのは、国家による経済的制御（ケインズ主義的なマクロ経済管理）の限界および「福祉官僚制」による市民の従属化ないし「規律化」の問題であろう。社会理論的視座は、その理由を提供する。

社会理論では、現代社会を部分システムに機能分化した社会として捉える。その典型は、ニクラス・ルーマンの社会システム理論である。周知のように、ルーマンは、現代社会を、それぞれが独自の「制御メディア」に従って自立的に作動する、オートポイエティックな諸部分システムから成る社会と捉えている。ユルゲン・ハーバーマスの「システム」と「生活世界」というモデルも、ルーマンから（少なくとも部分的に）影響を受けて

構築されたものであり、社会の機能分化を前提としている。一方の「システム」は、権力を制御メディアとする「国家」と貨幣を制御メディアとする「市場」とから成る。他方の「生活世界」は、(理性的)コミュニケーションに基づく連帯から成る（言わば、それを制御メディアとする）領域である。このような機能分化の発想は、国家および市場（経済）から区別された第3の領域を「市民社会」として概念化する、近年の市民社会論にも反映していると言えよう⁽³⁰⁾。

さて、機能分化した社会で、ある部分システムが他の部分システムに影響を及ぼそうとすれば、問題が発生する。具体的には、①影響力行使の限界、②病理現象の発生、のいずれかまたは両方である。第1に、ある部分システムによる他の部分システムへの影響力行使には、論理的な限界が存在する。というのも、各部分システムは、その作動を円滑に行うための独自の媒体（メディア）を有しており、ある部分システムが他の部分システムにおよぼす影響は、後者の部分システムの作動を可能にするメディアを経由するほかないからである。例えば、福祉国家による市場への規制・介入の限界の理由は、社会理論的には明らかである。政治システムが経済システムに規制・介入しようとしても、経済システムにおいては貨幣という（政治システムにとっては異質の）メディアに依拠してのみ影響力行使が可能であるに過ぎない。それゆえ、その規制・介入の有効性には自ずから限界が存在するのである。

第2に、他の部分システムへの介入は、単なる限界にとどまらず、病理現象をもたらすことがある。その典型は、国家による社会福祉が官僚制に対する市民の従属化をもたらすという問題である。政治システムの作動は権力というメディアを媒介として行われる。しかし、権力はその性質上、支配と服従という関係を伴うものである。そのような権力によって、社会・文化システム（市民社会）における人びとの自由で平等な生活条件を保障することは本来的に無理があるのである。権力というメディアには、市民社会という部分システムに生きる人びとの生活を保障することは「過大な負担」（ハーバーマス）なのである。

かくして、社会理論的な視座からは、国家中心な秩序形成の限界は明らかである。そこで次の

問題は、非国家中心的な秩序形成原理をどのように構想するか、ということである。この点に関して、クラウス・オッフエは、「公共性」を秩序形成原理の核心と捉える見解を提出している。彼は、(ルーマンに抗して) 分化した諸部分システム間の関係は何らかの方法によって調整されなければならないと考える。そうでなければ、各部分システムの合理的な作動が全体社会システムにとっては非合理的な帰結をもたらす、という事態の発生を回避できないからである。環境問題はその典型である。それゆえ、現代社会においては、「既に合理化された部分システム間の相互作用の合理化」が重要な問題となる。これをオッフエは、「二階の近代化問題」と呼んでいる⁸¹⁾。彼は、この問題への回答を、諸個人の「公共性」に求め、次のように述べる。「集合財問題とシステムの制御問題は…分別があって思慮深く、かつ抽象化され連帯的な、市民化された公共精神の発揮という手段によってのみ解決することができる」⁸²⁾。ここで「市民化された公共精神」と呼ばれているものは、両義的な性質を持つ。一方で、それは、秩序形成を可能にする「制御メディア」である。しかし、他方で、それは「道徳的規範」であり「機能性によっては動機づけられない」⁸³⁾。したがって、オッフエの言う「公共精神」は、「制御メディア」であり、かつ「道徳的資源 (moral resource)」であると言うことができる。

この「制御メディア／道徳的資源としての公共性」という視点は、現代社会における「公共性」の意義を考える際に示唆的である。私たちは、しばしば、「公共性」の要請を自己中心的な行動を批判するための当為命題としてのみ捉えがちである。しかし、「制御メディア／道徳的資源としての公共性」という視点を採用すれば、国家による秩序形成を許さない、複雑な社会だからこそ、秩序形成において「公共性」が重要となるのであって、「複雑な社会であるにもかかわらず規範的要請として『公共性』を身につけなければならない」ということではない、という点が明らかになる。「制御メディア／道徳的資源としての公共性」という視点を採用することで、「公共性」についての議論が単なる道徳的・倫理的次元での議論ではなく、社会科学的にも重要であることを理解することができるであろう⁸⁴⁾。

最後に、「制御メディア／道徳的資源としての公共性」は、社会の機能分化という把握に一定の修正を求めるものであることにも注意しておこう。例えば、ハーバーマスの「システム」と「生活世界」のモデルは、「システム」領域における「公共性」の意義軽視という含意を持つ。すなわち、「システム」の領域は、国家（権力）と市場（貨幣）のみに従って制御可能、とのイメージをもたらす⁸⁵⁾。これに対して、「制御メディア／道徳的資源としての公共性」の視点からは、「システム」領域もまた「公共性」を必要とすると言うことができる⁸⁶⁾。

2.4. なぜ、福祉国家「以後」なのか？③

：規範理論的視座

最後に、規範理論的視座から、福祉国家「以後」であるべき理由を考えてみたい。問題は、規範理論は福祉国家に対していかなるスタンスを取るべきか、という点である。近年では、規範理論の分野でも、新自由主義（ネオ・リベラリズム）への批判が活発である。そこでは、福祉国家において達成された「見知らぬ他人たちとの連帯」（イグナチエフ）、「非人称の連帯」（齋藤純一）が、新自由主義の席卷によって、次第に失われつつあることが指摘される⁸⁷⁾。また、社会民主主義の「第三の道」路線についても、コミュニティや諸個人の能動性を利用する、新たな「統治性 (governmentality)」の戦略であることが強調される⁸⁸⁾。

「見知らぬ他人たちとの連帯」「非人称の連帯」という視点の（しばしば十分に評価されていない）重要性については、私も異論はない。これらの視点が「公共性」の重要な要素であることは確かである⁸⁹⁾。しかし、問題は、「福祉国家」がこうした連帯の形式を担保するものであったのかどうか、という点である。

第1に、福祉国家における「労働中心性」の問題がある。オッフエは、福祉国家が失業者、周辺の就労者、被差別人種、老人、学生などの「脱商品化」した人びとを生み出し、かつこれらの人びとを「非生産的」として「抑圧・統制・断片化」せざるを得ないと主張している⁹⁰⁾。福祉国家は、「労働」というカテゴリーを他のカテゴリーよりも優位と見なすメカニズムなのである⁹¹⁾。それは、

労働・成長・完全雇用依存したシステムであり、より多くの人びとを「労働する市民」として「標準化」することを前提としていた⁽⁴⁰⁾。かくして、福祉国家の下で、労働は「尊敬すべき、威厳に満ちた社会的存在の一形態」と見なされるようになる。さらに、その「労働」とは、「男性稼ぎ手 (male breadwinner)」によって担われるものである⁽⁴¹⁾。ここから見てくることは、福祉国家における「連帯」とは、「男性組織労働者」という特定のカテゴリーに属する集団のそれ、ということである。そのような形での「連帯」を問題にするからこそ、かつてハーバーマスも、「新しい不透明性」について、次のように述べたのであった。すなわち、「いまなお労働社会のユートピアによって生きながらえている社会国家のプログラムは、集合的により善く、あまり危険にさらされることのない生活の将来的可能性を切り開く力を失っている」と⁽⁴²⁾。

第2に、福祉国家による市民の従属化の問題がある。この点については、やや長くなるが、やはりハーバーマスの次のような主張が重要である。

「すなわち、社会国家のプログラムを変換するための法的・行政的な手段は、受動的な、いわば特性なきメディアを意味しない。むしろ、それは、事実内容を個別化し、標準化し、監視するという実践に結びついている。その実践の、物象化し主体化／従属化する暴力を、フーコーは、日常的コミュニケーションの最も微細な毛細管的細部にまで分け入って探求した。……要するに、社会国家のプロジェクトそのものに、目標と方法との間の矛盾が内在しているのである。その目標は、平等に構造化された生活形態を打ち立てることである。その生活形態は、同時に、個人の自己実現及び自発性のための余地を解放するというものになっていた。しかし、明らかに、この目標は、政治的プログラムの法的・行政的な変換という直接的手段によっては達成され得ない。〔国家の——引用者注〕権力というメディアには、生活形態の実現という課題は、荷が重過ぎるのである⁽⁴³⁾。」

ハーバーマスが、「論敵」でもあるフーコーの規律訓練権力（「主体化／従属化する暴力」）の概

念までも持ち出して、社会（福祉）国家批判を展開していることの意味は軽視されるべきではない⁽⁴⁴⁾。ここでは、福祉国家の下での「連帯」が、福祉国家による主体化／従属化する権力の作用の帰結である可能性が指摘されているのである。

以上をまとめよう。福祉国家における「見知らぬ他人たちの間の連帯」の実像は、第1に、「男性組織労働者／一家の稼ぎ手」の「連帯」であり、第2に、規律訓練権力の作用下で主体化／従属化された人びとの「連帯」であった。ここから示唆されることとして、次の3点を挙げておきたい。

第1に、福祉国家における「連帯」は、極めて同質性の高い「連帯」であった。「男性組織労働者／一家の稼ぎ手」の「連帯」は、「異質な他者」としての、未組織労働者、女性、非就業者などとの「連帯」の契機を欠いている。したがって、それは「公共性」というよりは、「共同性」によって支えられる「連帯」であったといえることができる。

第2に、新自由主義および／あるいは「第3の道」に対抗する構想を描くとしても、その範を従来の福祉国家における「連帯」のあり方に求めるべきではない、ということである。

最後に、したがって福祉国家「以後」の「連帯」は、従来の福祉国家とは明確に異なる原理に支えられたものでなければならない。ここでの考察からすれば、それは、「組織された男性の賃金労働者／一家の稼ぎ手」を前提としないような「連帯」であり、国家による主体化／従属化の権力を前提としない（または極小化し得る）「連帯」ということになる。そのような「連帯」こそ、諸個人の「公共性」に基づく「連帯」であろう。かくして、規範理論的見地からしても、「公共性」の生成可能性は、福祉国家「以後」という文脈を踏まえて考察されるべきということになるのである。

3. 福祉国家「以後」のデモクラシー ——熟議民主主義と「公共性」

3.1. 福祉国家におけるデモクラシー ：デモクラシーの集計モデル

福祉国家におけるデモクラシーの現実形態は、

政党間競争および／あるいは利益集団間の競争という2つの「競争」によって特徴づけられる。前者は、得票最大化を目指す政党間の競争と一般有権者による投票とによって構成される。それは、ジョセフ・シュムペーターの定義するデモクラシー像である。後者は、同じ利害を持つ人びとが自らの利害の実現を目指して（利益）集団を形成し競争するプロセスである。それは、集団理論あるいは多元主義論が描き出すデモクラシー像である。このような福祉国家におけるデモクラシーのあり方は、近年、しばしば「デモクラシーの集計モデル」と呼ばれる。「デモクラシーの集計モデル」の特徴は、おおむね次のようにまとめられる⁽⁴⁰⁾。第1に、「選好（preference）」は、所与のもので外生的とされ、質的区別は存在しない。第2に、「薄く、個人主義的な」合理性である。第3に、客観的な規範的・評価的基準への懐疑、すなわち、ある主張に対する、自己利益・個人的関心を超える「理由づけ」可能性の拒否である。第4に、「政治の私化」である。これには、次の2つの意味がある。1つは、このモデルでは、政治は、自己利益の実現過程・手段であり、そこでは所与の選好が単純に集計される、という意味である。もう1つは、このモデルでは、総じて市民の政治関与への消極性が肯定される、という意味である⁽⁴¹⁾。政治が私化されるということは、政治の特質が十分に把握されないということの意味する。ヤン・エルスターは、「政治の課題は、非効率性を除去することだけでなく、正義を創出することであり、「政治に先立って形成された選好（pre-political preference）の集計は、この目標の実現のためには全く不適當な手段なのである」と述べている⁽⁴²⁾。最後に、「公共性」という理念の欠如である。このモデルにおいて「公共性」が存在するとすれば、それはまさに私的選好の集計結果のことである。すなわち、このモデルは、公・私 of 連続的理解を採用している。しかし、1で述べたように、公・私 of 連続的理解においては、私と区別された形で公を概念化することができない。それゆえ、アイリス・M・ヤングが指摘するように、「デモクラシーの集計モデル」は、「民主的市民の相互行為と何らかの決定に到達しようとする彼女／彼たちの動機とから形成される『公共性』についての、いかなる明確な理念も有していない」⁽⁴³⁾

ということになるのである。

以上より、福祉国家におけるデモクラシーのあり方、すなわち「デモクラシーの集計モデル」は、私的な自己利益に基づく、「公共性」不在のデモクラシーであったと言えよう。それは、ロールズの言う「私的社會」に相当する⁽⁴⁴⁾。したがって、福祉国家「以後」のデモクラシーとは、「デモクラシーの集計モデル」を乗り越えるデモクラシーということになる。そのデモクラシーのあり方として本稿で注目するのが、「デモクラシーの熟議モデル」（「熟議民主主義」）である。

3.2. 福祉国家「以後」のデモクラシー ：熟議民主主義

「デモクラシーの熟議モデル」（以下、熟議民主主義）については、実に多くの議論があり、熟議民主主義の諸潮流間の差異についても多くの指摘がある⁽⁴⁵⁾。しかし、これらを一括して、他のデモクラシー理論との異同を確認することも可能である。それは、デモクラシー理論全体の中での熟議民主主義論の意義を考える場合には、むしろ重要な作業であるとも言えよう。したがって、本稿では、熟議民主主義の特徴を言わば「理念型」として描き出し、それと「デモクラシーの集計モデル」との差異に焦点を当てることにする。

第1に、「選好の変容」である。熟議民主主義は、諸個人の選好が熟議のプロセスにおいて内生的に変容すると考える⁽⁴⁶⁾。「選好の変容」によって、和解困難と思われた争点についても、熟議参加者の間で何らかの「合意」が形成され、問題解決に寄与することが期待されるのである。しばしば「合意」は、対立の解消不可能性を主張する他のデモクラシー論によって批判の対象となる⁽⁴⁷⁾。この点については、2つの「合意（同意）」形態を区別することが有用である⁽⁴⁸⁾。1つは、「結論レベルにおける同意」である。熟議民主主義者の中には、妥当な同意理由は1つでなければならぬとする見解も存在する。しかし、熟議を踏まえた上での、結論レベルにおいて複数の「異なる理由に基づく同意」というものが可能である。それは、熟議によって吟味された複数の理由に基づくという点において、単なる「妥協」とは区別される。もう1つは、「紛争の次元に関する同意」である。人びとは、結論レベルにおける同意にいた

ることができなくても（あるいはこの意味での同意が望ましいものではないとしても）、紛争の次元、すなわち「何が争われているのか？」「何が問題なのか？」といった次元については同意することができる。この次元についての同意は、結論レベルにおける同意と比較するならば、穏当なものである。しかし、その効果は、想像以上に大きいと考えられる。深刻な意見対立は、しばしばこの紛争の次元についての見解の相違に由来することが多いからである。

第2に、熟議民主主義においては、選好が質的に区別される。すなわち、「公的な」選好と「私的な」選好との区別が行われる。この点については、本節の第4項において詳述する。

第3に、合理性と評価基準については、自己利益の観点を超える評価基準が設定される。多くの熟議民主主義者が、「理由 (reason)」「論証 (arguing)」「コミュニケーション的合理性」などの概念を用いる所以である。

第4に、政治像については、「政治の私化」を招来する「デモクラシーの集計モデル」と異なり、政治が公的なものであることが主張される。ここで政治が公的であるとは、次の2つのことを意味する。1つは、政治は熟議による選好の変容の営みである、ということである。この点こそ、政治と経済（エルスターの言う「マーケット」と「フォーラム」）の差異なのである⁶⁰。熟議民主主義によって、政治とは、異なる人びとの間に、共通の事柄への関心や集合的関心を喚起し、かつ形成する活動である、ということが改めて確認されるのである⁶¹。もう1つは、市民の（ある程度）積極的な政治関与の肯定である。もちろん、原理的には、議会における熟議や裁判所における熟議など、「エリート間（のみ）での熟議民主主義」も構想可能である。ただし、多くの、とりわけ政治学のフィールドにおける熟議民主主義者は、熟議の意義を一般市民・市民社会のそれに見出す傾向があるように思われる。マーク・E・ウォーレンは、「共通の事柄についての熟議」は代表その他のエリートに限定されるべきではなく、「公的意見形成および判断の継続的なプロセスを引き受けるように構造化された社会を活性化すべきであり、力点の相違はあっても多くの論者においてこの構想は共有されている、と主張する⁶²。そ

れゆえ、彼は、次のように述べるのである。

「したがって、理論家が代表制機構の熟議機能を単に強調するのであれば、私は彼／彼女を『熟議民主主義者』に含めない。実際、政治エリート間の熟議を強調する諸理論は反民主主義的でさえあり得る……これとは対照的に、熟議民主主義者は、制度化された熟議過程と社会の中で発生する熟議過程との相互作用を強調するのである⁶³。」

以上、本稿における熟議民主主義の特徴を素描した。以下では、「なぜ熟議民主主義なのか？」という問題について、さらに考察した後に、熟議民主主義における「公共性」生成の可能性について検討する。

3.3. なぜ、熟議民主主義なのか？

前節まででは、政治理論における「デモクラシーの集計モデル」と熟議民主主義との差異を確認した。しかし、それだけでは、どちらのデモクラシーを採用するかは、規範的な価値判断の問題となる可能性がある。したがって、本項では、福祉国家「以後」という時代文脈の下で、熟議民主主義が不可避的に要請される理由について考察する。その際、社会理論的視座を採用することにより、熟議民主主義の要請が単なる規範的価値判断の問題ではないことを示す。

近年の社会理論において、現代社会は、しばしば自明性・所与性の喪失した社会として特徴づけられる。「再帰的近代化」（ウルリヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ）、「ポスト伝統社会」（ギデンズ）、「ポスト慣習的文化」（ハーバーマス）などの議論は、力点の相違はあっても、現代社会における自明性・所与性の解体傾向を指摘する点では共通しているように思われる。

社会における自明性・所与性の解体が意味するのは、個人間の関係を調整する手段（ルール、規範、制度、アイデンティティ等）の動揺である⁶⁴。その結果、社会のあらゆる局面において、紛争の頻発可能性が高まるとともに、その調停・解決可能性は低くなる。

同様のことは、第2節で述べた、「二階の近代化」問題（オッフエ）にも当てはまる。そこでも、

福祉国家「以後」における、部分システム間の「調整・両立可能性問題」の顕在化が指摘されていた。

そこで問題は、自明性・所与性の解体しつつある社会における、紛争の解決・調停手段として、いかなる方法が存在するのか、という点である。もちろん、デモクラシー以外にもいくつかの方法が考えられる。「神学」「権威」「全体主義」「専門技術」などである。しかし、これらの方法は、自明性・所与性が解体しつつあるにもかかわらず自明性・所与性への依拠の程度が高すぎるか、あるいは、機能分化した社会において特定の部分システムの合理性・論理に過度に依拠することになる。すなわち、いずれも、現代社会という状況下で、社会関係を調整したり、紛争を調停・解決したりするためには不適切である。これに対して、デモクラシーのみが自明性・所与性の解体に対応することができる原理なのである⁶⁰⁾。

それでは、なぜデモクラシーの中でも、特殊「熟議」民主主義でなければならないのだろうか。一見したところでは、自明性・所与性の解体の下では、「熟議」という状態の成立すら困難であるように思われる。しかし、逆に自明性・所与性が解体するからこそ、「熟議」が必要であるとも考えられる。なぜなら、人びとの関係を調整するルール形成あるいは紛争の解決のためには、非民主主義的手段を用いるのでなければ、デモクラシーによって諸個人間に共通性を確立していく必要があるからである。熟議民主主義は、行為者間の関係の調整・調停原理を持つ。それが、「選好の変容」である。熟議民主主義は、「選好の変容」を通じて、個人や組織の個別的な選好を、より一般的な観点に結びつけることを可能にする⁶¹⁾。この点こそ、伝統、慣習、法などを共通基盤として自明視できない現代において、私が熟議民主主義を支持する理由である⁶²⁾。

3.4. 熟議民主主義における「公共性」生成可能性

最後に、「選好の変容」と「公共性」との関係について論じておこう。第2節で述べたように、福祉国家「以後」の現代社会の秩序形成においては、諸個人の「公共性」が「機能要件／道徳的資源」となる。熟議民主主義は、各人の「私的選

好」が「公的選好」へと変容すると主張するデモクラシー論である。したがって、もし熟議民主主義の主張が正しければ、それは現代社会の秩序形成にとって不可欠な「公共性」を生成するデモクラシーということになるだろう。

「選好の変容」の前提は、自己利益に基づく「私的選好」とそうではない「公的選好」とを区別することである。「私的選好」とは、自己利益を表現する選好である。したがって、「公的選好」とは、自己の利益以外の要素を考慮に入れた選好ということになる。換言すれば、それは、他者あるいは複数の観点を考慮に入れた選好である。第1節で述べたように、このような2種類の選好を持つ諸個人を、本稿では公・私二元論的個人と呼んでいる。

公・私二元論的個人といっても、多くの人びとは、通常、「私的選好」に基づいて生活している。その場合、各人の「公的選好」は潜在的には存在するが、顕在化していない状態にあると考えられる。とりわけ、自己利益の肯定を特徴とする現代に生きる私たちにとって、日常の生活において「公的選好」を表出することは容易ではない。

しかし、熟議民主主義が行われる場においては、状況は変化する。他の熟議参加者からの意見や熟議の場で提供される情報は、自らの意見・考えを反省的に問い直すための契機となる。ジェームス・ポーマンは、熟議において、各参加者は、互いにより応答的になり、他者の観点を自分自身の観点到組み込んだり、自分自身の観点から他者の観点を再解釈したりするようになると述べる。その結果として、熟議参加者達は、次第に、以前は用いなかったような表現を用いたり、かつてならば支持しなかったような発言を自ら行うことも見られるようになるのである⁶³⁾。

このように述べると、元々は「私的選好」のみしか有していなかった諸個人が熟議の過程で「公的選好」を持つようになる、といった印象を与えるかもしれない。しかし、そのような説明は不十分である。なぜなら、他者の観点を組み込んだり、再解釈したりすることができるためには、そのような志向性が当該個人に（少なくとも潜在的に）備わっていることが前提となるからである。本稿第1節で述べた、ロールズの「理性的」やセンの「コミットメント」などの概念は、そのようなあ

らかじめ備わっている諸個人の志向性を把握するための概念であると思われる。「公的選好」には、あらかじめ諸個人に（少なくとも潜在的に）備わっている、自己利益追求ではない志向性あるいは判断の基準といった次元も含まれる。

以上を踏まえると、熟議における「選好の変容」とは、おおむね次のような2段階のプロセスであると言えよう。まず、熟議への参加によって、諸個人が（潜在的に）有している自己利益追求ではない志向性としての「公的選好」が表出される。これを、「公的選好①」と呼ぼう。次に、熟議参加者たちは、この「公的選好①」の視点から、自らの「私的選好」および他者の諸選好を考慮に入れたり、解釈したりする。その結果として、各自の「公的選好Ⅰ」はさらに反省を加えられた選好になる。これを、「公的選好②」と呼ぼう。

このような区別の意味を理解するためには、「不偏性 (impartiality)」を考慮に入れることが有用であるように思われる。「公的選好①」の段階でも、単なる「私的選好」とは異なることは確かである。しかし、この段階では、その「公的選好①」が「不偏性」を獲得しているかどうかは定かではない。それは、あくまで各人の個人的な選好に止まっているからである。「公的選好①」が不偏性を獲得するためには、熟議において他者の観点等を踏まえた「公的選好②」へと変容するプロセスが必要なのである⁶⁶⁾。かくして、公・私二元の個人は、熟議の場において「公的選好」、すなわち本稿で言う「公共性」を生成するのである。

ただし、「公共性」の生成については、2つの注意すべきことがある。本節の最後に、この点について述べておきたい。第1に、「公共性」の生成は熟議の場という「制度」の作用でもある、という点である⁶⁷⁾。「公共性」生成を単なる諸個人の努力事項に還元すべきではない。熟議の場という特定の制度的文脈の下であるからこそ、諸個人は「公共性」を生成することができるのである。この意味で、「公共性」は、その生成にとって「適切な制度」にビルトインされていると言うこともできる⁶⁸⁾。

第2に、「公共性」生成は自己利益の完全な放棄ではない、という点である。選好の「変容」といっても、「私的選好」（自己利益）が全く消失すると考えるべきではない。本稿で想定する個人像

は、あくまで公・私二元論的個人であり、熟議を行うからといって、「私的選好」を完全に放棄する個人ではない。したがって、「公的選好」への変容とは、自己利益の観点よりも「公共性」の観点が上回っている状態と考えられる。そうだとすれば、熟議の状況次第では、自己利益の観点が「公共性」を上回る可能性は常に存在するということになる。北田暁大が指摘するように、「不偏的な観察態度」の採用は「合理的な生き方の指針としての利己主義を無価値化するものではない」。「不偏的な態度で自他の選好を再現したとしても、比較考慮の段階で自己の選好にウェイトを置くべからず、ということにはならない」のである⁶⁹⁾。

以上の点を踏まえ、熟議における「私的選好」の位置を理論化するために、ここでは、比較政治学者のマーガレット・リーヴィーの提起する「倫理的互惠性 (ethical reciprocity)」の概念を参照しておきたい⁷⁰⁾。「倫理的互惠性」とは、他者が「公共性」を生成する場合には、自分も「公共性」を生成するが、そうでない場合は、自己利益に基づく行動もあり得る、というものである⁷¹⁾。この「倫理的互惠性」の考え方を採用することによって、それぞれの熟議参加者は他の参加者の動向によっては「私的選好」に基づく言動を行うことがあり得る、ということを示すことができるであろう⁷²⁾。

4. 福祉国家「以後」の福祉——ベーシック・インカムと「公共性」の生成可能性

第2節2項で述べたように、福祉国家「以後」における福祉原理として、「ワークフェア」と「ベーシック・インカム」という2つの考え方が登場している。本節では、両者の内容（第1項）および正当化原理（第2項）について簡単に概観した後に、とりわけベーシック・インカムに焦点を当てて、同原理を諸個人の「公共性」の生成という観点からどのように評価することができるのか、という問題を検討してみたい（第3～6項）。

4.1. ワークフェアとベーシック・インカム

ワークフェアとは、一言で言えば、「労働」と「福祉」との関連を強化する理念である。これに

は、就労を福祉の条件とする「労働力拘束モデル」(就労義務)と、福祉によって就労を支援する「人的資本開発モデル」(就労支援)という2つの類型を区別することが可能であるし、また重要であると言われる。「労働力拘束モデル」では、生活扶助や失業手当の給付の際に就労義務が最重要視されるなど、就業忌避に対する懲罰的色彩が濃く、政府支出は相対的に少ない。これに対して、「人的資本開発モデル」では、失業者・無職者の「就労可能性」を高めることが重視され、懲罰的色彩は薄く、職業訓練・リカレント教育および育児・介護等の社会サービスが重視されるため政府支出は相対的に多い⁽⁷⁾。

ただし、他方で、この区別は、相対的なものとも言える。「人的資本開発モデル」もまた、福祉国家の特徴である「労働中心性」を継承しており、両者は「労働倫理の徹底」という点で共通しているからである⁽⁸⁾。

ベーシック・インカムは、まさにこの「労働倫理の徹底」に挑戦する、最低所得保障の制度・原理である。その特徴として、①家族単位ではなく個人単位での給付、②一回きりの給付ではなく定期的な給付、③資力調査抜きでの給付、④社会的属性(性別や年齢など)を問わない給付、⑤就労履歴や意欲と無関係の給付、などを挙げることができる⁽⁹⁾。ベーシック・インカムによって、所得と労働との関係が少なくとも部分的に切り離されることになる。これは、ワークフェアとの、そして福祉国家との大きな相違点である。

4.2. ワークフェアとベーシック・インカムの正当化原理

ワークフェアやベーシック・インカムの提案の背景には、価値的な正当化原理を見出すことができる。まず、ワークフェアの主な正当化原理を、個人主義的原理と集合的原理の2つに区別することができるように思われる⁽¹⁰⁾。前者のキーワードとしては、「自立」を挙げることができる。ワークフェア政策によって、福祉受給者が「福祉依存」の状態を脱却して、自立的な生活を送ることができるようになることが期待されるのである。後者のキーワードとしては、コミュニティへの「責任(responsibility)」を挙げることができる。福祉の受給は、「責任ある行動」への報酬であり、

この場合の「責任ある行動」とは端的に「労働」を指す。

これに対して、ベーシック・インカムの正当化原理は、どのようなものであろうか。「平等」や「共通善」の観点からベーシック・インカムの正当化を試みる議論もあるが⁽¹¹⁾、ワークフェアとの関係で重要なのは、「自由」および「脱労働」あるいは「ポスト産業主義」である。まず、「自由」については、ベーシック・インカムが福祉国家の「福祉官僚制」による主体化/従属化から市民を解放することが期待される。ベーシック・インカムは、資力調査や就労意欲などを問わないため、その受給は、従来のさまざまな所得保障政策よりもスティグマが少ないと予想される⁽¹²⁾。ベーシック・インカムを「真の自由(real freedom)」(フィリップ・ヴァン・パライス)と関連づける論者も存在する。

次に「ポスト産業主義」の観点からのベーシック・インカムの正当化についてである。その典型として、例えば次のようなオッフエの主張を挙げておきたい。

「国家によって保障されたベーシック・インカムのなかに、我々は、いまや眼前に横たわる現代社会のある段階にとっての社会政策視座の不可欠な要素を見る。その社会とは、すなわち、継続的な産業成長を通じての完全雇用がそのもっともらしさと魅力とを失ってしまった社会のことである⁽¹³⁾。」

オッフエによれば、経済成長を目指す社会は、エコロジー的観点から擁護できない。また、仮に経済成長が実現したとしても、現代経済においては、成長の増大と雇用の増大はパラレルではない。さらに、完全雇用という目標そのものが、労働市場外部で生活している人びと、非市場的活動に従事する人びとへの差別となる⁽¹⁴⁾。したがって、目指すべき方向は、「労働市場への参加の社会的な価値低減⁽¹⁵⁾」である。ベーシック・インカムは、そのような脱労働中心的社会、ポスト産業主義社会の実現という観点から正当化されるのである。

4.3. ベーシック・インカムと福祉国家 の「共同性」の超越

本項以下では、ベーシック・インカムと「公共性」との関係について、考察してゆく。まず、本項では、福祉国家における「公共性」のあり方との関連で、ベーシック・インカムの「公共性」を評価する。

第2節で述べたように、福祉国家における「連帯」は、「組織された男性の賃金労働者／一家の稼ぎ手」の連帯であった。その意味で、それは極めて同質性の高い「連帯」であり、「公共性」の要素である異質性を担保できるものであったとは言いがたい。むしろ、それは「共同性」に基づく連帯であったと言える。

ベーシック・インカムは、「労働市場への参加の社会的な価値低減」をもたらすことで、福祉国家における労働（する男性）を中心とした連帯のあり方を乗り越える可能性を持つ。第1に、ベーシック・インカムは、未組織労働者を差別しない。第2に、ベーシック・インカムは、就業労働と市場外部での様々な社会的活動との差別化を行わない。第3に、ベーシック・インカムは、「男性一家の稼ぎ手」の地位を動揺させ、ジェンダー平等の促進に貢献する可能性がある⁸⁰⁾。ベーシック・インカムがこのような効果を持つとすれば、それは、福祉国家の「共同性」に基づく連帯を乗り越え、「公共性」に基づく連帯の形成に資するであろう。

4.4. ベーシック・インカムによる「公共性」 生成可能性への疑問

次に、ベーシック・インカムが、個人の思考・行動様式としての「公共性」の生成に寄与し得るのかどうか、という問題を検討しよう。ベーシック・インカムが、ワークフェアよりも諸個人間の異質性を尊重し得ることは確かであるように思われる。しかし、より積極的に、「公共性」の生成に寄与するとまで言えるのであろうか。

確かに、ベーシック・インカムによって、公・私二元論的個人は、「私的選好」の自由な表出・実現を妨げられにくくなる。「働きたくない」という私的選好を持つ人は、ベーシック・インカムによってその実現可能性が高まることを期待できるであろう。しかし、「公的選好」についてはど

うであろうか。熟議民主主義と同じく、ベーシック・インカムという「制度」によって、「公的選好」の生成が期待できるのであろうか。

ベーシック・インカムの支持者たちは、ベーシック・インカムが導入されることによって、人びとがもっぱら自分の私的な空間に引きこもるようになるとは考えていないように思われる。例えば、オッフエは次のように述べている。

「ベーシック・インカムは、諸個人に賃金の対価として売ること以外のことに、自分たちの労働 (labour) を用いることを促進することを意味する。ここで含意されている道徳的ルールは、雇用なしでの所得を主張する人びとは、有用な活動に従事することを期待されている——ただし賃金なしで——ということである⁸¹⁾。」

問題は、なぜベーシック・インカムの導入が就業労働ではないけれども「有用な活動」への従事をもたらすと言えるのか、という点である。そのように言えるためには、ベーシック・インカムによって、「労働者としての権利・義務」に基づく連帯ではなく、「市民としての権利・義務 (シティズンシップ)」に基づく連帯の形成が可能になり、その「シティズンシップ」の中には私的な自由の保障・享受以上のものが含まれていることが必要である⁸²⁾。つまり、ベーシック・インカムの保障が、自己以外の他者への関心、「公的選好」を有する「市民」というアイデンティティの確立を促すことが必要である。それは、なぜ可能なのだろうか。

この問いに対する回答として、「公的選好」が生成される前提として、「私的選好」が十分に保障されることが必要だから、という説明が可能かもしれない。この点に関して、ハーバーマスの「私的自律」と「公的自律」との関係についての議論が参考になり得る。彼は、「国家市民 (Staatsbürger) は、その私的自律が保障されているかぎりにおいて、民主的参加権によって保障された公的自律を適切に主張することができる」と主張している⁸³⁾。もしそうだとすれば、ベーシック・インカムが少なくとも「私的自律」を保障することは明らかであるから、そこから「公的自律」へと至ることもできることになる。

しかしながら、ハーバースマスが想定しているような因果関係の成立は、必ずしも自明ではない。確かに、ベーシック・インカムの保障によって、労働の必要性／強制から解放された人びとは、従来、労働に充てていた時間を、公的自律（例えば、政治参加——ここでは熟議民主主義が展開されることもある——や異質な他者との出会いや共生のための社会的諸活動を行うことなど）に用いるかもしれない。その蓋然性が高まることは、十分に予想できる。しかし、同時に次のような疑問が生じることも不可避である。私的自律を得た個人は、その地点に止まるということもあるのではないだろうか。なぜ、そこからさらに進んで、公的自律をも志向すると言えるのであろうか。基礎所得の保障を得ても、政治参加をすることは限らないのではないだろうか。結局、ベーシック・インカムは、人びとの「公共性」生成に寄与し得ないのではないだろうか。実際、エイドリアン・リットルは、ベーシック・インカム論に一定の肯定的評価を与えつつ、「ベーシック・インカムの提唱者たちは、所得と労働との切り離しが自発的なコミュニティ領域での活動の増大をもたらすと提起するかもしれない。しかし、彼女たち／彼らは、コミュニティ関係がどのようにして十分に発展することになるのか、という点について十分に解明していない」⁸⁵⁾と指摘する。このような評価を乗り越えることができるだろうか。

さらに問題を深刻にするのは、そもそもベーシック・インカムは「正義」の原理を侵害する、との批判の存在である。多くの論者が、ベーシック・インカムは、社会構成員間の「互恵性としての公正」の原理を侵害すると主張している⁸⁶⁾。ここで「互恵性としての公正」とは、「公正な社会」は労働および／あるいは社会的な貢献の意欲という条件と一致する方法で望ましい福祉を構想しなければならない、ということの意味する。ベーシック・インカムの給付における無条件性は、このような互恵性の原理を侵害する。というのも、労働できる人間であっても、労働しなくてよいことになるからである。その結果として、自らは働かずに基礎所得だけは受け取る「フリー・ライダー」が多数発生するというわけである。換言すれば、ベーシック・インカムは、「怠け者による勤労者の搾取」⁸⁷⁾を肯定する制度なのである。

4.5. ベーシック・インカム批判へのさまざまな応答——互恵性概念を中心に

先に見たように、ベーシック・インカムによる「公共性」生成可能性については、多くの批判がある。ここでは、主に「互恵性としての公正の原理」の侵害という批判を対象とし、その批判に対する応答について検討する。応答の方向性としては、3つのものが考えられる。すなわち、第1に、ベーシック・インカムと他の原理・制度との接合、第2に、互恵性原理に内在してのベーシック・インカム（の間接的）擁護、第3に、ベーシック・インカム支持へと「選好の変容」を促すことである。以下で順に検討する。

(1) 他の原理・制度との接合

第1に、ベーシック・インカムと他の原理・制度との接合という応答がある。その1つとして、ワークフェアとベーシック・インカムとの補完性を主張する議論がある。例えば、スチュアート・ホワイトは、「福祉契約論〔ワークフェア——引用者注〕と普遍的ベーシック・インカムとを対立させるよりも、公正な互恵性という配分目的を支持する……政策形成者は、両者をいかに構成的に結びつけるかを考えるべきである⁸⁸⁾」と主張する。彼は、ベーシック・インカムを、時限的 (time-limited) なものとして構想すべきであるという。時限的なベーシック・インカムは、長期間にわたるコミュニティにおける生産的参加からの離脱を認めないので、「公正な互恵性」に抵触しないというわけである⁸⁹⁾。

その観点からホワイトは、「ベーシック・キャピタル (basic capital)」という原理・制度を提案する。これは、成年になった市民に、共同体における生産的参加を促進するために使用できるような資本金 (ベーシック・キャピタル) を給付する、というものである。「生産的参加」という言葉からも窺われるように、ベーシック・キャピタルは、基本的には、互恵性の観点から、教育や訓練を受けたり、起業を行ったりすることに用いられることを念頭に置いている。ただし、同時に、ベーシック・キャピタルは時限的なベーシック・インカムとしての性格も有するので、それを自らの所得を補完するために用いる自由も許容されることが望ましいともされる⁹⁰⁾。

時限的ベーシック・インカムの発想に類似した、実際に実施されている政策としては、スウェーデンにおけるフリーイヤー実験がある。宮本太郎によれば、スウェーデンでは2002年より、12の自治体が参加する新しい所得保障の制度が実験的に実施されている。これは、何らかの理由での休職申請者に対して、1年間を上限として所得比例型の失業手当の85%を給付するものであり、2005年まで続けられる予定だという。宮本は、この実験に、「ワークフェア型の政策とベーシックインカム型の政策がなんらかのかたちで共存していく可能性」を見て取っている⁹¹⁾。

もう1つは、ベーシック・インカムの給付を条件つきにするという応答である。アンソニー・アトキンソンなどの提案する「参加所得」は、従来の所得保障政策の全てを代替するのではなく、就業労働以外の活動を含む社会的活動への参加をベーシック・インカム保障の条件とする考え方である⁹²⁾。

参加所得は、無条件性の原理に依拠しないという点でベーシック・インカムと決定的に異なる。その意味では、ワークフェアに相当に接近した考え方である。また、就業労働以外のいかなる活動を「社会的活動」と見なすのか、という難問も存在する。「労働」ではない活動は、「多様な解釈が可能な活動」⁹³⁾であり得る。いかにして解釈を確定するか、という点が問われざるを得ないのである。かつ、その解釈において、国家官僚制の裁量が拡大する危険性をどのように回避するか、という点も問題となり得る。さらに、社会的活動の「強制」は、当該活動への動機づけをむしろ弱めてしまうかもしれない⁹⁴⁾。しかし、参加所得は、就業労働と所得との関連を切り離す原理であるという点では、依然としてベーシック・インカムとの共通性を有しているとも言える。

以上の諸点を考慮した上で、ベーシック・インカムと参加所得との「距離」をどのように評価するかは、それ自体として1つの重要な論点である。ただし、ここでの目的に照らせば、参加所得を、ベーシック・インカムの労働の相対化というシェーマを維持しつつ、所得保障を社会的活動への参加と結びつけることによって「公正な互恵性」という基準をクリアしようとする試みとして理解しておけば、差し当たり十分である。

(2) 互恵性原理内在的なベーシック・インカム擁護

第2に、ベーシック・インカムは「公正な互恵性」を本当に侵害するののかという観点から、互恵性を労働や生産的活動に結びつける考え方を改めて問い直す、という応答があり得る。その場合、労働と所得との結びつきはむしろ「互恵性」を損なう、という主張が展開されることになるだろう。ベーシック・インカムそのものを扱っているわけではないが、このような主張にとって重要な示唆を与えるものとして、立岩真也の議論⁹⁵⁾を取り上げ、若干の検討を行う。

立岩は、まず「その人ができることは大切だがその人が存在することよりは大切ではない」と述べる。「すること、することができること」が必要な理由は、2つある。1つは、存在のための手段だからというものであり、もう1つは、それ自体として「楽しいこと」であることがあるからである。立岩によれば、「すること、することができること」を正当化する理由は、「それ以外にはない」し、また「これ以上のもとするべきではない」。その理由について、彼は以下のように述べている。

「人ができることによって示されることは、できることが人が人であること条件とされ、人を規定し支配する位置に位置づいてしまうことである。ここに逆転が起こっている。それは余計で過剰なことである。そしてそれは一人一人に負担をかける。人が生きていくのに十分な財が得られないことを帰結しうる。また、できないこと、できるようになるための負担が大きくなってしまふ。さらにそれはできることに関わる羨望と負け惜しみを誘う。それもまた自身に対する負荷となり他者への加害となる⁹⁶⁾。」

立岩の言う「すること」「できること」の中には、「労働」が含まれている。彼は、労働を「すること／できること」の意義を否定するわけではない。しかし、それは、「その人が存在することよりは大切ではない」という程度のものであるべきである。労働の意義をそれ以上に引き上げようとするれば、人びとに「負担」をかけ、むしろ「羨望と負け惜しみ」を誘い、「自身に対する負荷

と他者への加害」をもたらすからである。

本稿の問題関心に引きつけて言えば、以上の議論によって立岩は、労働と所得との結びつきはむしろ互恵性を侵害すると主張している。なぜなら、労働が人の存在にとって必要な財に（過度に）結びつけられたことの帰結が、「負担」「羨望と負け惜しみ」「他者への加害」などだからである。しばしば、ベーシック・インカムの批判者たちは、ベーシック・インカムによって、労働しない「フリー・ライダー」が増加し、「怠け者による勤労者の搾取」がもたらされると主張する。しかし、(理論家本人は否定するであろうが)「フリー・ライダー」「怠け者による搾取」といった把握そのものが、すでに「羨望と負け惜しみ」の所産であるかもしれない。私たちは、本当は「これだけ一生懸命働いている私と、全く働いていない彼女が同程度の所得でいいのか」などと考えたくないのではないだろうか。なぜなら、そのように考えながら生活することは、精神的に快適なことではなく、「自身に対する負荷」となる可能性が高いからである。かくして、労働という責任を課すことによって得られるのは、「公正な互恵性」ではなく、ネガティブな諸帰結なのである。

以上、立岩の議論は、互恵性原理によって、ベーシック・インカムを批判する（そして、ワークフェア的な原理を支持する）議論に対する、重要な批判を提供するものである、と評価できるだろう。それは、労働と所得との切り離しを柱とするベーシック・インカムに対する間接的な擁護ともなるだろう⁹⁰⁾。

(3) ベーシック・インカム支持への「選好の変容」の促進

前項で述べたように、ベーシック・インカムが互恵性原理に抵触するという批判は、労働することが互恵性に適うという想定を前提として成り立つものである。立岩は、このような想定の不適切さを理論的に指摘したのであった。しかし、現状では、多くの人びとが「働かざる者食うべからず」といった選好を持っていることは否定できない。そうだとすれば、そのような多くの人びとの選好を、どのようにして、「ベーシック・インカムは互恵性を否定しない」という方向へと変容させることができるのか、ということも重要な論点

となる。

オッフエは、「サパティカル・アカウント」の提案を行う中で、この問題に取り組んでいる⁹¹⁾。サパティカル・アカウントとは、給付期間限定のベーシック・インカム保障のことである。オッフエの提案では、例えば10年間に給付期間を限定し、一定の年齢（18歳や25歳など）に達した後には受給を開始でき、若年期における受給の場合は全体の給付期間を短縮する、ということになっている。

このような提案自体は、ホワイトの時限つきベーシック・インカムという提案と共通している。ここで重要なのは、提案の理由である。オッフエは、ヴァン・パライスなどの規範的観点からベーシック・インカムの正当化を図る理論に対して、そのようなベーシック・インカム擁護の規範理論の説得力にもかかわらず、多くの人々がベーシック・インカムに反対するのはなぜか、と問う。その理由は、現状において多くの人びとの間に「労働規範への強固なコミット」が存在することにある。したがって、オッフエは、ベーシック・インカム論者はそのような労働規範への強固なコミットに対して、「政治的に生産的なやり方でうまく対処する方法を見出さなければならない」と主張する⁹²⁾。

しかし、どのようにしてであろうか。オッフエによれば、「労働」と所得との切り離しは直ちに受け容れられそうにもないし、諸個人の権利・義務概念についての直感も直ちに变化するわけではない。また、ベーシック・インカム導入の長期的帰結は導入後でないとはわからない。そのような状況では、全面的なベーシック・インカムをいきなり導入することに、社会的抵抗が大きいことは当然である。そこで、やや迂遠的に、「人びとが学習を通じて[労働中心的な——引用者注]その選好を変化させ得る文脈の提供」⁹³⁾が重要となる。特定の「文脈」をうまく提供することで、人びとの労働およびベーシック・インカムに対する「選好の変容」を引き起こすことができるのである。そのような文脈は、「漸進主義的 (gradualism)」で「可逆的 (reversibility)」なものである。すなわち、徐々にベーシック・インカムの体験を深め、問題がある場合には撤去できるような、そのような制度設計が重要なのである。そして、オッ

フェは「サパティカル・アカウント」としてのベーシック・インカム導入こそが、そのような「選好の変容」を促す「文脈」となり得ると主張するのである。

オッフエの提案が果たして本当に「選好の変容」を促すことに寄与するのか、という問題はもちろん存在する。しかし、ここでは、彼の議論を次のような観点から評価しておきたい。ある原理・制度が互惠性を否定するものであるかどうかは、諸個人が「何を行うことを『義務』『責任』の遂行と見なすか」に左右される。就業労働が「義務」「責任」と解釈されるのであれば、就業労働を行わないこと（その上、所得を得ること）は、当然、互惠性原理の侵害と見なされることになる。しかし、諸個人が、就業労働を「義務」「責任」と見なさなくなれば、互惠性の基準も変化する⁽⁴⁴⁾。換言すれば、互惠性についての諸個人の選好が変容することによって、ある原理・制度の正当性についての評価も変化するのである。オッフエの議論は、ベーシック・インカムの正当性を支える諸個人の選好をどのように形成するか、という観点から展開されているという点で、評価に値するのである。

4.6. 小 括——ベーシック・インカムは「公共性」生成のポテンシャルを持つのか？

結局、ベーシック・インカムは、「公共性」生成の可能性をどの程度有しているのであろうか。本節第3項では、ベーシック・インカムが、福祉国家の「組織された男性労働者／一家の稼ぎ手」の連帯の「共同性」超越に寄与する可能性について指摘した。また、第5項では、第4項で述べた、ベーシック・インカムは「公共性」の生成に寄与しないばかりか、「公正な互惠性」の侵害さえもたらすという批判に対して、再批判を試みた。ここでは、問題は何を「互惠性」の構成要素と見なすかであり、ベーシック・インカムが直ちに「互惠性」を侵害するとは言えない、ということが示唆された。

しかし、以上の議論においては、ベーシック・インカムが本稿で言うところの「公共性」、すなわち個人の思考・行動様式としての「公共性」の生成を促進するのだろうか、という問題については、十分な回答が得られているとは言えない。第

5項(3)で検討したオッフエの議論は、諸個人の「選好の変容」とベーシック・インカムとを結びつける重要な視点を提供している。しかし、ベーシック・インカムを支持する「選好」が、「公的な」それであると言えるのかどうかという点について、議論しているわけではない。したがって、本稿で述べ得ることは、ベーシック・インカムは（私的に止まるかもしれない）自由を確保することによって、「公共性」生成の潜在的可能性をもたらす、ということに止まる。

これは極めて不十分な結論かもしれない。ただし、そもそも、ベーシック・インカムのもたらす効果を、一義的に定めることは困難であると考えられることもできる。フィッツパトリックも指摘するように、ベーシック・インカムは、実に多様な思想的・イデオロギー的観点から賛否両論を受けている。「ベーシック・インカムはイデオロギー的真空の中では理解されえないし、したがって理解されるべきでもない⁽⁴⁵⁾」。このことは、一方で、ベーシック・インカムのもたらす効果として相反する効果が期待される可能性の存在を、他方で、ベーシック・インカムそのものの効果を一義的に定めることの困難さを示唆していると言えるのではないだろうか。

とはいえ、ベーシック・インカムによる「公共性」生成の蓋然性を高めるための政策的考慮は不可能ではないように思われる。多くの論者は、ベーシック・インカムを「政策パッケージ」の一環として捉えることの重要性を指摘している。例えば、オッフエは、ベーシック・インカムを「善き社会」実現のための「万能薬」として見るべきではないと主張している⁽⁴⁶⁾。ベーシック・インカムは、他の2つの政策、つまり労働時間の短縮およびインフォーマルセクター（就業労働ではないが社会的に有用な活動）の発展とセットである時に、「進歩的で社会的に公正な解決策の基礎単位」となるというのである⁽⁴⁷⁾。ここから、「公共性」生成の程度は、ベーシック・インカムを重要な構成要素とする「政策パッケージ」のデザイン次第であるという示唆を引き出すことが可能であろう。

最後に、ベーシック・インカム以外の福祉制度・原理——とりわけワークフェア——が「公共性」生成を促進するとの評価も早計に過ぎる、という点について確認しておきたい。第1に、ワー

クフェアにおける「排除」の問題がある。ワークフェアの集合主義的な正当化原理として用いられる「(コミュニティへの)責任」は、ベーシック・インカムに対する批判の論拠として用いられた「互恵性」原理と共通する点が多い、しかし、「互恵性」原理は、その定義次第では「共同性」の論理との親和性を持ち、異質な他者との関係性を重要な構成要素とする「公共性」と相反する可能性がある。実際、「労働の義務／責任」を構成要素とする「互恵性」原理は、「労働しない／できない者」の排除と容易に結びつき得る。したがって、より「公共的な」ワークフェアを目指すならば、それは、少なくとも「労働の義務／責任」の占めるウェイトを相対化するものでなければならないであろう。例えば、ベーシック・インカムを斥け、「公正なワークフェア」を支持する、エイミー・ガットマンとデニス・トンプソンは、市民に労働の義務を課すだけでは、ワークフェアは公正(互恵性)の原理を満たさないとする。彼女たちは、そのために、政府の側もまた、①児童支援の保障、②十分な労働賃金水準の確保、③十分な賃金を得ることのできる雇用先の確保、という3つの義務を負わなければならないと主張する。政府がそのような義務を果たすことで、市民の側も労働の義務を果たすという互恵性が成立するのである⁽⁹⁾。ガットマン／トンプソンの提案は、「互恵性」の原理の中に、市民の側の労働義務／責任だけでなく、政府側の労働条件の整備という義務／責任をも盛り込むものである。その意味で、彼女たちの提案するワークフェアにおいて、労働の義務／責任が占めるウェイトは相対化されており、より「公共的な」ワークフェアであると言い得る。しかし、この場合でも、市民の側における労働の義務・責任に変化がない以上、排除の問題を払拭できるわけではない。

第2に、ワークフェアが個人の思考・行動様式としての「公共性」生成にどの程度寄与するのかという点も、明確ではない。ガットマン／トンプソンの提起するワークフェアを導入すると、ベーシック・インカムの導入の場合よりも、人びとは労働へと動機づけられるかもしれない。しかし、そのことが直ちに「公共性」の生成につながるという保障はない。諸個人は、もっぱら「私的な」理由に基づいて労働しているだけかもしれないか

らである。

おわりに

本稿では、福祉国家「以後」という文脈の意味を踏まえた上で、「公共性」の必要性とその生成可能性について、一方のデモクラシーにおける熟議民主主義と、他方の福祉政策におけるベーシック・インカムという2つの原理・構想を素材として考察した。その結果については、本論中で述べたので、ここでは繰り返さない。公・私連続説でもなく、反本質主義でもなく、かといってもちろんナショナリズムや「愛国心」と等置されるものでもないような、「公共性」をどのように構想し、その生成をどのように説明するのか、という問題については、今後も一層の研究が必要とされることであろう。

冒頭でも述べたように、本稿は、極めて大きな問題を扱ったため、各節の考察は素描の域を越えるものではない。そのため、多くの論点の考察が不十分なままに残されている。ここでは、そのうちの3つの問題について述べ、今後の課題としたい。第1に、福祉国家「以後」のデモクラシーについて、熟議民主主義の具体的な制度像と関連させた議論を、ほとんど展開できなかった。

第2に、福祉については、ベーシック・インカムの「公共性」評価のための考察が、当該福祉政策そのものの「公共性」評価と、福祉政策による「公共性」生成可能性という2つの論点に分かれてしまった。しかも、第4節における考察の重点は前者に置かれてしまうこととなり、肝心の後者の論点については十分に展開できなかった。

最後に、「公・私二元論的個人」という個人像の当てはまらない人間が存在する可能性がある。ただし、ここでそのような人間として想定しているのは、本稿で言うところの「私的一元論的個人」のことではない。1つは、「脱社会化した存在」(宮台真司)あるいは「制度の他者」(北田暁大)である⁽¹⁰⁾。このカテゴリーに属する人びとは、社会内部に具体的な帰属意識を持っていない。したがって、「合理的な自己利益」すらも有さない。もう1つは、東浩紀の提起する「動物化」した人

間である⁽¹⁰⁾。「動物化」した人間は、内面の反省的契機を一切持たず、単に外部からの刺激に反応して行動する。福祉国家「以後」の現代社会において、「公共性」の生成問題を考える場合には、これらの人びとがいかにして「公共性」を獲得するのか、あるいは公・私二元論の人間となるのか、という問題についての考察は不可避であると思われる⁽¹¹⁾。

【謝辞】

本稿は、2004年3月4日に早稲田大学政治経済学部にて開催された、21世紀COEプログラム「開かれた政治経済制度の構築(GLOPE)」のコンファレンス「脱国境化時代における社会形成理念：公共性の可能性——公平・福祉・効率性をめぐる法学・政治学・経済学の対話——」における筆者の報告原稿に加筆・修正を加えたものである。同コンファレンスの企画・運営にあたられた須賀眞一、報告機会を与えていただいた齋藤純一、司会を担当された飯島昇藏、討論者を引き受けられた川岸令和、および報告時や報告終了後にコメントを頂いた、宇佐美誠、内野正幸、梅森直之、河野勝、長久領老、西原博史、長谷川晃、山崎望の各氏に、深い感謝の意を申し上げたい。

【注】

- (1) 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編(2004)『福祉の公共哲学』東京大学出版会。塩野谷祐一(2002)『経済と倫理——福祉国家の哲学——』東京大学出版会。
- (2) 本章の以下の議論は、田村哲樹(2003)「現代政治理論と公／私区分——境界線の領域横断化——」『法政論集』(名古屋大学)第195号、に依拠する部分が多い。
- (3) 「領域としての公共性」への批判として、山口定(2003)「新しい公共性を求めて——状況・理念・基準——」、山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性——そのフロンティア——』有斐閣、をも参照。
- (4) Hannah Arendt(1998), *The Human Condition*, Second Edition, The University of Chicago Press, p. 28 [ハンナ・アレント、志水速雄訳(1994)『人間の条件』筑摩書房, 49頁]。
- (5) 川崎 修(1998)『アレント——公共性の復権——』講談社, 289頁。
- (6) 齋藤純一(2000)『公共性』岩波書店、を参照。
- (7) 加藤典洋(1999)『戦後的思考』講談社。
- (8) 『公共哲学』各巻カバーの「刊行にあたって」を参照。
- (9) 金泰昌(2002)「おわりに」、佐々木毅・金泰昌編(2002)『公共哲学10 21世紀公共哲学の地平』東京大学出版会, 417, 424頁。金は、「公」と「公共(性)」とを概念的に区別した上で、「おおよけ」としての「公」を「主に国家・政府・官もしくはそれに準ずるもの」あるいは「国家収斂的・統制管理的な領域確定・基準確定」と述べている。同様に、山口も、「公」と「公共」の区別の必要性を主張している。彼は、「publicの近代的日本語訳と目されるべきは『公』ではなく『公共』なのである」とも述べている。両者の区別の基準としては、「公」には「権力性」の要素が不可欠であるが、「公共」ではそれが除かれている、という点が挙げられている(山口前掲「新しい公共性を求めて」, 9-15頁)。ただし、本稿では、金や山口と異なり、「公」と「公共性」とを区別する立場を採らない。金の言う「公(おおよけ)」は、例えば「官」と表現することが可能であると考えられるからである。「公」と「共」への分解と再結合という山口の主張についても、趣旨は了解可能であるが、やはりここでの「公」は「官」と表現すればよいのではないかという印象を受ける。この点につき、「官・民」の区別と「公・私」の区別の違いに注意を促す、塩野谷前掲『経済と倫理』231頁、が参考になる。
- (10) 佐々木毅・金泰昌編(2002)『公共哲学3 日本における公と私』東京大学出版会, 56頁における金の発言。
- (11) ただし、「活私開公」の概念は、依然として十分に練られたものとは言えない。そのため、この概念についての本稿の把握も暫定的なものに止まる。
- (12) Amartya Sen(1982), *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell [アマルティア・セン、大庭健・川本隆史訳(1989)『合理的な愚か者——経済学＝倫理学的探求——』勁草書房]。Robert E. Goodin(1996), “Laundering Preferences,” in Jon Elster and Aanund Hylland eds., *Foundations of Social Choice Theory*, Cambridge University Press。John Rawls(1993), *Political Liberalism*, Columbia University Press。後藤玲子(2002)『正義の経済哲学——ロールズとセン——』東洋経済新報社。後藤玲子(2002)「〈合理的な愚か者〉を越えて——選好構造の多層化——」、佐々木・金編前掲『21世紀公共哲学の地平』。
- (13) Jane J. Mansbridge(1990), “The Rise and Fall of Self-Interest in the Explanation of Political Life,” in Jane J. Mansbridge ed., *Beyond Self-Interest*, The University of Chicago Press。
- (14) 齋藤前掲『公共性』。田村前掲「現代政治理論と公／私区分」。
- (15) この点に関して、「戦後啓蒙」の「思想的盲点」についての、小林正弥による次のような指摘は、正鵠を得ているように思われる。「しかしながら、他方で、戦後『啓蒙』の側も、国家主義的公観念への批判を主軸としていたため、自我主義的(エゴイスティック)私一元論を正面から論難したり、その弱点を指摘したりしようとは必ずしもしなかったと言わざるを得ない。これが戦後啓蒙ないし戦後日本政治理論の『思想的盲

- 点』に他ならない。管見では、何らかの公共性を思想的・実践的に確保することが健全な社会を維持するためには必要であるにも拘らず、この派は国家主義的公概念との混同を恐れてこの点を明確に語らなかつたのである。」小林正弥 (2002) 「新公共主義 (ネオ・リパブリカニズム) の基本的展望 (ビジョン) ——戦後日本政治理論の観点から——」, 佐々木・金編前掲『21世紀の公共哲学』119頁。
- (16) Bonnie Honig (1995), "Toward an Agonistic Feminism: Hannah Arendt and the Politics of Identity," in Bonnie Honig ed., *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*, The Pennsylvania State University, p. 147. [ポニー・ホーニグ (2001) 「アゴニスティック・フェミニズムに向かって——ハンナ・アーレントとアイデンティティの政治——」ホーニグ編, 岡野八代・志水紀代子訳『ハンナ・アーレントとフェミニズム——フェミニストはアーレントをどう理解したか——』未来社, 210頁].
- (17) 例えば, ナンシー・フレイザーの次のような主張を参照。「重要なことは, ここでは自然に与えられた所与の境界線は存在しない, ということである。何が共通の関心事と見なされるかは, まさに言説的な抗争を通じて決定されるのであろう。いかなる論点も, そのような抗争に先立って立ち入り禁止と規定されるべきではない。」Nancy Fraser (1997), *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, p.86. [ナンシー・フレイザー, 仲正昌樹監訳 (2003) 『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察——』御茶の水書房, 130頁]. ただし, 訳は必ずしも邦訳に従っていない。私は, フレイザーが完全な反本質主義者であるとは考えていないが, この引用箇所に見られる観点は, 確かに反本質主義的なそれである。
- (18) 反本質主義的言説の多くが, どこかで規範的基準を前提としていることについては, 北田暁大 (2003) 『責任と正義——リベラリズムの居場所——』勁草書房, とくに第2, 3章を参照。例えば, 北田は次のように述べている。「『言説の闘争』とか『ヘゲモニー』といった表現によって文化的他者論を展開する人びとが, 真理=知の配分を規定するより潜在的で深層的な権力関係・社会構造を前提しているようにしか思えない」(68頁)。「他者への責任」論では北田の批判対象となつてい的高橋哲哉も, 「歴史の物語り」論に対する次のような認識では, 北田と一致しているように思われる。「要するに, 複数の異なる物語が対立・抗争の関係にある場合, ある物語を採って別の物語を斥けようとするならば, 当然ながら, 『歴史は物語である』というだけでは済まず, 物語の具体的内容に入って, それが, どのように, 『排除と選別の暴力』を行使しているかを明らかにする必要がある。そして同時に, 『排除と選別の暴力』を批判する『政治的』ないし『倫理的』な判断にコミットする必要がある。『排除と選別の暴力』を批判するという決定は, 『歴史の物語り』論には属しておらず, 『政治的』『倫理的』判断に属しているからである。」高橋哲哉 (2001) 『歴史/修正主義』岩波書店, 48頁。
- (19) この点については, 田村前掲『現代政治理論と公・私区分』をも参照。
- (20) 「福祉国家は, デモクラシーが普及している限り, 先進資本主義諸国の不可逆的な中心的制度である。」(下線による強調は引用者) Gøran Therborn and Joop Roebroek (1986), "The Irreversible Welfare States," *International Journal of the Health Services*, vol. 16, no. 3, p.319.
- (21) Cf. Claus Offe (1996), *Modernity and the State: East, West*, Polity Press, pp.153-55.
- (22) Paul Pierson (1996), "The New Politics of the Welfare State," *World Politics*, vol. 48, no. 2. Paul Pierson (1994), *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press.
- (23) なお, 1990年代以降の福祉国家に対する主たる圧力要因を, 経済のグローバル化に求めるべきではない, との見解も存在する。例えば, ピアソンは, 国内要因の重要性を指摘している。また, トルベン・アイヴァーセンは, 福祉国家拡大の停止および拡大への批判増大の原因を, 1960年代以降の「ポスト産業化」(農業・工業人口の低下)過程が「スローダウン」したことと求めている。さらに, エーヴェリン・フーバーとジョン・スティープンスは, 北欧諸国では, 以前から通商の開放性が定着しており, その中で輸出セクターが好業績を収めてきていた(したがって, 少なくとも北欧諸国にとっては対外的要因は, 90年代以前も以後も変わらない)ことを指摘している。Paul Pierson (2001), "Introduction: Investigating the Welfare State at Century's End," in Paul Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State*, Oxford University Press. Torben Iversen, (2001), "The Dynamics of Welfare State Expansion: Trade Openness, Deindustrialization, and Partisan Politics," in Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State*. Evelyne Huber and John D. Stephens (2001), "Welfare State and Production Regimes in the Era of Retrenchment," in Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State*.
- (24) Cf. Herbert Kitschelt, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens (1999), "Convergence and Divergence in Advanced Capitalist Democracies," in Kitschelt, Lange, Marks, and Stephens eds., *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*, Cambridge University Press. Gosta Esping-Andersen (1999), *Social Foundations of Postindus-*

- trial Economics, Oxford University Press. [G・エスピノーアンデルセン, 渡辺雅男・渡辺景子訳 (2000)『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学——』桜井書店].
- (25) Fritz W. Scharpf (2000), “Economic Changes, Vulnerabilities, and Institutional Capabilities,” in Fritz W. Scharpf and Vivien A. Schmidt eds., *Welfare and Work in the Open Economy vol. 1: From Vulnerability to Competitiveness*, Oxford University Press, p. 71.
- (26) Anton C. Hemerijck and Martin Schludi (2000), “Sequences of Policy Failures and Effective Policy Responses,” in Scharpf and Schmidt eds., *Welfare and Work in the Open Economy*, p.223 f.
- (27) *Ibid.*, p. 129, 134, 204 f.
- (28) Robert H. Cox (2001), “The Social Construction of an Imperative: Why Welfare Reform Happened in Denmark and the Netherlands but not in Germany,” *World Politics*, vol. 53, no. 3.
- (29) 新川敏光 (2004)「福祉国家の改革原理——生産主義から脱生産主義へ——」塩野谷・鈴木・後藤編前掲『福祉の公共哲学』。宮本太郎 (2002)「福祉国家再編の規範的対立軸——ワークフェアとベーシックインカム——」『季刊 社会保障研究』第38巻第2号。
- (30) ハーバーマスの「システム」と「生活世界」については, Jürgen Habermas (1981), *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band 2, Suhrkamp. [ユルゲン・ハーバーマス, 丸山高司他訳 (1987)『コミュニケーション的行為の理論(下) 未来社』を, 市民社会論における機能分化の発想については, Jean Cohen and Andrew Arato (1992), *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press を, それぞれ参照のこと。
- (31) Offe, *Modernity and the State*, chap. 1.
- (32) Claus Offe (1989), “Fessel und Bremse: Moralische und institutionelle Aspekte »intelligenter Selbstbeschränkung«,” in Axel Honneth, Thomas McCarthy, Claus Offe, und Albrecht Wellmer Hg., *Zwischenbetrachtungen: Im Prozeß der Aufklärung*, Suhrkamp, S. 759.
- (33) *Ebd.*
- (34) 現に, 「社会関係資本 (social capital)」や「信頼 (trust)」など, 諸個人の意識・認知レベルのあり方 (マイクロ・レベル) と秩序形成 (マクロ・レベル) とのあり方とを結びつける諸概念が, 近年社会科学の諸領域において注目を浴びている。
- (35) 『コミュニケーション的行為の理論』の後に刊行された『事実性と妥当性』では, 「生活世界」における熟議民主主義を通じたインフォーマルな「意見形成」が, 「法」によって「コミュニケーションの権力」へと変換され, 「システム」領域へと間接的影響力を及ぼす, という視点が明示的に打ち出されている。しかし, そのような「間接的影響力」の存在が規範的に望ましいだけでなく, 「システム」の存立にとって不可欠の「機能要件」でもあるのかどうかという点については, それほど明確にはなっていないように思われる。
- (36) この点について, 田村哲樹 (2002)『国家・政治・市民社会——クラウス・オッフエの政治理論——』青木書店, 第9章をも参照。
- (37) 酒井隆史 (2001)『自由論——「現在性の系譜学」——』青土社。齋藤純一 (2001)「社会の分断とセキュリティの再編」『思想』第925号。
- (38) 渋谷望 (2003)『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論——』青土社。齋藤純一 (2002)『「第三の道」と社会の変容——社会民主主義の『思想』的危機をめぐって——』日本政治学会編『日本政治学会年報2001年 三つのデモクラシー——自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義——』岩波書店。
- (39) その意味で, 齋藤純一 (1999)「公共性の複数の次元——生の保障/現れ——」『現代思想』第27巻第5号, は重要な業績である。
- (40) Claus Offe (1972), “Advanced Capitalism and the Welfare State,” *Politics and Society*, vol. 2, no. 4, p. 488.
- (41) 田村哲樹 (2002)「クラウス・オッフエの政治理論——『制御の不可能性』から『制御の可能性』へ——」日本政治学会編『日本政治学会年報2002 20世紀のドイツ政治理論』岩波書店, 201頁。
- (42) Offe, *Modernity and the State*, p. 207.
- (43) Cf. Offe, *Modernity and the State*, pp.205-7. *Fraser, Justice Interruptus*, chap. 2 and 3.
- (44) Jürgen Habermas (1985), *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp, S. 147. [ユルゲン・ハーバーマス, 河上倫逸監訳 (1995)『新たな不透明性』松籟社, 202頁]. ただし, 訳は一部変更した。
- (45) *Ebd.* S. 151 f. [邦訳, 207頁] 以下。ただし, 訳は一部変更した。
- (46) もちろん, ハーバーマス自身は, 福祉国家の「反省的継続」についても語っている。しかし, それは, 従来の福祉国家の問題点, とりわけ「労働中心性」を克服する方向で構想されるべきものであろう。彼自身は, 「事実性と妥当性」などの著作において, 「反省性」を「熟議民主主義」の構想によって担保しようとしている。
- (47) 以下の叙述は, Iris M. Young (2000), *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press, pp.19-21 を参考にしている。
- (48) この消極性は, 集団理論/多元主義論の想定と相容れないのかと言えば, そうではない。集団理論/多元主義論では, 多くの市民は集団を実際には形成しなくてもその「潜在的可能性」が保障されていればよかったし, 場合によってはより積極的に一般市民の政治関与程度の低さが規範的に肯定された。

- (49) Jon Elster (1997), “The Market and the Forum: Three Varieties of Political Theory,” in James Bohman and William Rehg eds., *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, The MIT Press, p. 10 f.
- (50) Young, *Inclusion and Democracy*.
- (51) ロールズの「私的社会」の議論については、渡辺幹雄 (2004) 「ロールズにおける『福祉国家』と『財産所有制民主主義』」塩野谷・鈴木・後藤編前掲『福祉の公共哲学』を参照せよ。
- (52) 例えば、ジェームス・ポーマンは、熟議民主主義の諸潮流を、「手続モデル」「(憲法への) プレコミットメントモデル」「対話過程モデル」に整理した上で、第三のモデルを支持している。James Bohman (1996), *Public Deliberation: Pluralism, Complexity, and Democracy*, The MIT Press, chap. 1.
- (53) 多くの論者がこの点を重視している。Cf. Young, *Inclusion and Democracy*. John S. Dryzek (2000), *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford University Press. Elster, “Market and Forum”. Amy Gutmann and Dennis Thompson (1996), *Democracy and Disagreement: Why Moral Conflict Cannot be Avoided in Politics, and What Should be Done about It*, The Belknap Press of Harvard University Press. Bohman, *Public Deliberation*. 田村哲樹 (2000-2001) 「現代民主主義理論における分岐とその後——制御概念のアクチュアリティ——(1)~(3・完)」『法政論集』(名古屋大学) 第185, 187, 188号。
- (54) 「闘技民主主義 (agonistic democracy)」論が、その代表である。熟議民主主義批判の立場が明確なものとして、Chantal Mouffe (2000), *The Democratic Paradox*, Verso を参照。
- (55) 以下の議論は、田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後」に拠る。
- (56) Elster, “Market and Forum”.
- (57) もちろん、このような政治像は、熟議民主主義だけのものではない。熟議民主主義の特徴は、特定に人びとにのみ共有されるような実態的な価値への依拠を極力回避しようとする点にある。
- (58) Mark E. Warren (2002), “Deliberative Democracy,” in April Carter and Geoffrey Stokes eds., *Democratic Theory Today*, Polity Press, p. 174.
- (59) *Ibid.*
- (60) マーク・E・ウォーレンは、これを「社会的基盤喪失」と呼んでいる。Mark E. Warren (1996), “What Should we Expect from More Democracy?: Radically Democratic Responses to Politics,” *Political Theory*, vol. 24, no. 2.
- (61) Warren, “What Should we Expect from More Democracy?” . Chantal Mouffe (1993), *The Return of the Political*, Verso. [ジャンタル・ムフ, 千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳 (1998) 『政治的なるものの再興』日本経済評論社]. 田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後(1)~(3・完)」].
- (62) Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond*.
- (63) 「デモクラシーの集計モデル」では、調整・調停は不可能なのか、という疑問も生じ得る。このような疑問に対する1つの回答は、「投票のパラドクス」や「不可能性定理」(ケネス・アロー) など、選好の集計では決定が行えないことについての理論的指摘が存在する、ということである。もう1つは、決定の正統性の問題である。選好の集計が一般的に正統性を有さないと言うことはできない。しかし、現代社会の「社会的基盤喪失」の状況下では、そもそも自らの選好の確実さも自明ではない。そのような不確実な選好を所与として行われる集計が、果たしてどの程度の正統性を確保できるだろうか。
- (64) Bohman, *Public Deliberation*, pp. 5, 17, 58.
- (65) このように考えることは、公・私二元論的個人の「個人主義」性を緩和することにもつながる。つまり、公・私二元論的個人といっても、個人のみにおいて公・私の判断を完結するわけではない、ということである。
- (66) Bruce Ackerman and James S. Fishkin (2003), “Deliberation Day,” in James S. Fishkin and Peter Laslett eds., *Debating Deliberative Democracy*, Blackwell Publishing, p. 23. 田村前掲「現代政治理論と公・私区分」36-40, 48頁。
- (67) Claus Offe (2003), *Herausforderungen der Demokratie: Zur Integrations- und Leistungsfähigkeit politischer Institutionen*, Campus Verlag, S. 182-209.
- (68) 北田前掲『責任と正義』184-85, 357-58頁。
- (69) Margaret Levi (1997), *Consent, Dissent, and Patriotism*, Cambridge University Press. 田村前掲「現代民主主義理論における分岐とその後 (3・完)」, 403-04 頁も参照。
- (70) 通常、このような説明は、もっぱら合理的な費用—便益計算の観点から行われることが多いが、レビューの場合は、「倫理的互恵性」の成立自体は費用—便益計算によるものではなく、「公正に行動したい」という欲求に基づくものと考えられている。
- (71) このような説明は、理論家の側での「公的選好」の表出を善しとする価値判断の断念を意味することになるだろう。実際、私たちが利己主義的な態度を採るか、より利他的な態度 (あるいは普遍的道德判断) を採るか、の差異について価値判断を行うことは容易ではない。北田によれば、ゲーム理論における繰返しゲームの分析や進化論的説明なども、多くの人びとが普遍的道德判断を尊重するようになるという「一般的事実」を説明することはできるが、「人はすべからず普遍的

- 道徳判断を尊重すべきである」という「価値判断」の理由を提出するものではない。北田前掲『責任と正義』357頁を参照。
- (72) 両モデルの差異の詳細については、宮本太郎の次の論考を参照。宮本太郎(2002)「社会民主主義の転換とワークフェア改革——スウェーデンを軸に——」日本政治学会編『2001年度日本政治学会年報 三つのデモクラシー——自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義——』岩波書店, 78頁。宮本太郎(2004)「就労・福祉・ワークフェア——福祉国家再編をめぐる新しい対立軸——」, 塩野谷・鈴木・後藤編前掲『福祉の公共哲学』220-21頁。
- (73) 宮本「社会民主主義の転換とワークフェア改革」78頁。また、宮本は別稿で、次のように述べている。「ワークフェアの考え方に内包された二つの異なったアプローチは、決して小さな相違点ではなく、体制を分かち重要な分岐点と考えられる。しかし、その一方で両者がワークフェアとして括れるのは、やはりそこには共通する志向があるからである。そしてこの志向については原理的な批判が存在する。ワークフェアは基本的に生産の拡大と完全雇用を目指す、生産の拡大をとおしての社会的公正の追求が環境面から考えて望ましいことなのか、あるいはそもそも完全雇用は、今日の労働市場の諸条件からして可能なことであるのか、というのは十分に問うに値する事柄である。また、ワークフェアには、就労規範を高めていくためのある種の管理主義への志向が窺えるが、この点も問題となりうる。」宮本前掲「就労・福祉・ワークフェア」224-25頁。
- (74) この特徴づけについては、次の諸文献を参照した。Philippe Van Parijs (2000), “Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the 21 Century,” <http://www.etes.ucl.ac.be/BIEN/Files/Papers/2000VanParijs.pdf>. Offe, *Modernity and the State*, p. 211. 小沢修司(2002)『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新天地——』高菅出版, 104頁。
- (75) この点については、90年代以降の「中道左派(center-left)」諸政権における経済的シティズンシップの理念の核心を「コミュニタリアニズム」と規定し、80年代ニューライトの「リバタリアニズム」と区別する、スチュアート・ホワイトの議論に示唆を得ている。Stuart White (2003), *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, Oxford University Press, pp. 8-15.
- (76) この点について、Adrian Little (1998), *Post-industrial Socialism: Towards a New Politics of Welfare*, Routledge, pp. 113-19. 山森亮(2004)「連帯・排除・政策構想——基本所得をめぐる——」齋藤純一編『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 226頁を参照。
- (77) また、ベーシック・インカムは、その簡潔さによって官僚制の側の仕事量が削減され、その導入が従来の複雑化した所得保障政策の整理統合につながるため、全体として官僚制の縮小・効率化につながる可能性もある。
- (78) Offe, *Modernity and the State*, p. 210.
- (79) *Ibid.*, p. 208 f.
- (80) Claus Offe (1996), “Full Employment: Asking the Wrong Question?,” in Erik Oddvar Eriksen and Jørn Loftager eds., *The Rationality of the Welfare State*, Scandinavian University Press, p. 128.
- (81) ベーシック・インカムがジェンダー平等に寄与するかどうかについては、賛否両論がある。トニー・フィッツパトリックは、ベーシック・インカムがジェンダー平等に寄与し得る理由を4つ挙げるとともに、フェミニストがベーシック・インカムに反対する、3つの理由も挙げている。彼は、ベーシック・インカムがジェンダー平等に寄与するかどうかは、「文脈」すなわち他の政策とのパッケージの内容次第である、と述べている。Tony Fitzpatrick (1999), *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan, pp.163-75.
- (82) Claus Offe (1997), “Towards a New Equilibrium of Citizens’ Rights and Economic Resources?,” in OECD ed., *The Globalising Economy*, OECD Publishers, p. 102. 同様の指摘として、Jørn Loftager (1996), “Citizens’ Income: A New Welfare-State Strategy?,” in Erik Oddvar Eriksen and Jørn Loftager ed., *The Rationality of the Welfare State*, Scandinavian University Press, p. 149.
- (83) Cf. Bill Jordan (1992), “Basic Income and the Common Good,” in Philippe Van Parijs ed., *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, Verso. Claus Offe (1992), “A Non-Productivist Design for Social Policies,” in Van Parijs ed., *Arguing for Basic Income*, p. 70 ff.
- (84) Jürgen Habermas (1992), *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Suhrkamp S. 492. [ユルゲン・ハーバーマス, 河上倫逸・耳野健二訳(2003)『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究—— [下]』未来社, 144頁]. ただし、訳は一部変更した。同様の指摘として、Jørn Loftager (2002), “Deliberative Democracy and the Legitimacy of Basic Income,” paper for the 9th International Congress of the Basic Income European Network, Geneva, p. 14. <http://www.fineprint.com>.
- (85) Little, *Post-Industrial Socialism*, p. 131.
- (86) Cf. Gutmann and Thompson, *Democracy and*

- Disagreement*, chap.8. Robert J. van Der Veen (1998), “Real Freedom versus Reciprocity: Competing Views on the Justice of Unconditional Basic Income,” *Political Studies*, vol. 46, no. 1.
- Stuart White (1997), “Liberal Equality, Exploitation, and the Case for an Unconditional Basic Income,” *Political Studies*, vol. 45, no. 2.
- (87) Jon Elster (1987), “Comment on van der Veen and Van Parijs,” *Theory and Society*, vol. 15, p.719.
- (88) White, *The Civic Minimum*, p. 174 f.
- (89) *Ibid.*, p. 174.
- (90) *Ibid.*, p. 177.
- (91) 宮本前掲「就労・福祉・ワークフェア」230頁。
- (92) アトキンソンの議論については, Fitzpatrick, *Freedom and Security*, pp. 116-22. 小沢前掲『福祉社会と社会保障改革』126-28頁などを参照。
- (93) van der Veen, “Real Freedom versus Reciprocity,” p. 159.
- (94) 最後の点については, Sandro Cattacin, Matteo Gianni, Markus Mänz and Véronique Tattini (1999), “Workfare, Citizenship and Social Exclusion,” in Jet Bussemaker ed., *Citizenship and Welfare State Reform in Europe*, Routledge, p. 65.
- (95) 立岩真也 (2004) 『自由の平等——簡単に別な姿の世界——』岩波書店, 89-90頁。
- (96) 同上, 90頁。
- (97) ただし, 立岩本人がベーシック・インカム論をどのように評価しているのかは, 不明である。彼は, 『自由の平等』の注において, ベーシック・インカムというアイデアの存在を指摘し, 若干の文献を紹介している。また, 次のような叙述は, ベーシック・インカム論への肯定的評価を予想させる。「私たちは……経済の主体であるべきことを相対化する視点をもってよい。ともかく消費される財が行き渡るのであれば
- それでもかまわないのかもしれない, ひとたびは考えてもよいのだ。労働にせよ, 生産にせよ, 政治にせよ, それらを特別に価値のあるものにせねばならない理由は考えてみればとくにない」。しかし, ベーシック・インカムそのものについての分析や評価は, 行われていない。立岩前掲『自由の平等』24, 289頁, 注(9)。
- (98) Claus Offe (2001), “Pathways from Here,” in Joshua Cohen and Joel Rogers eds., *What’s Wrong with a Free Lunch?*, Beacon Press. Offe, “Towards a New Equilibrium of Citizens’ Rights and Economic Resources?” .
- (99) Offe, “Pathways from Here,” p. 112, 114.
- (100) *Ibid.*, p. 114.
- (101) 例えば, 完全雇用が困難になった労働市場において, それでも雇用の確保を目指すことは, 労働市場および経済システムの健全な作動を阻害する「無責任な」行動かもしれない。Cf. Offe, *Modernity and the State*, chap. 1.
- (102) Fitzpatrick, *Freedom and Security*, p. 4, 68.
- (103) Offe, “A Non-Productivist Design for Social Policies,” p. 74.
- (104) Offe, *Modernity and the State*, p. 214.
- (105) Gutmann and Thompson, *Democracy and Disagreement*, pp. 294-300.
- (106) 宮台真司・速水由紀子 (2000) 『サイファ覚醒せよ! ——世界の新解説パイブル——』筑摩書房。北田前掲『責任と正義』。
- (107) 東浩紀 (2002) 『動物化するポストモダン——オタクから見た日本社会——』講談社現代新書。東浩紀・大澤真幸 (2003) 『自由を考える——9・11以降の現代思想——』NHK ブックス。
- (108) そのような考察の試みの一つとして, 北田前掲『責任と正義』。